

# 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

## 平成 22 年度業務実績評価シート

委員氏名	
------	--

平成22年度評価項目について

評価区分	22年度計画記載項目	頁
評価シート1 効率的な業務運営体制の確立	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	1～2
	1 効率的な業務運営体制の確立 (1)効率的な業務運営体制の確立	1～2
評価シート2 内部統制・ガバナンス強化への取組	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	4～6
	1 効率的な業務運営体制の確立 (2)内部統制・ガバナンス強化への取組	4～6
評価シート3 業務運営の効率化に伴う経費節減	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	8～10
	1 効率的な業務運営体制の確立 (3)業務運営の効率化に伴う経費節減	8～10
評価シート4 効率的効果的な施設・整備の利用	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	11～12
	2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 (1)土地・建物等の資産の利用方法等の検討	11
	(2)地域の社会資源・公共財としての活用	11～12
評価シート5 合理化の推進	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	14
	3 合理化の推進	14
	(1)「随意契約見直し計画」に基づく取組等	14
	(2)入札・契約の適正な実施の確保 (3)外部委託の検討	14
評価シート6 施設利用者の地域移行のスピードアップ	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	15～16
	1 自立支援のための取組 (1)地域移行に向けた取組	15～16
	①施設利用者の地域移行のスピードアップ	15～16
評価シート7 本人及び保護者の同意を得るための取組	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	17～19
	1 自立支援のための取組 (1)地域移行に向けた取組	17～19
	②地域移行の段階的支援(プロセス)の実践 ア	17～19
評価シート8 移行先の確保、移行者に対する地域生活の定着支援	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	20～22
	1 自立支援のための取組 (1)地域移行に向けた取組	20～22
	②地域移行の段階的支援(プロセス)の実践 イ ウ	20～22
	③地域移行モデルの作成	22
評価シート9 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	23～25
	1 自立支援のための取組	23～25
	(2)行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援 (3)高齢知的障害者への自立支援の取り組み	25
	(4)効率的・効果的支援を提供するための実施体制の検討	25

評価区分	22年度計画記載項目	頁
評価シート10 調査・研究のテーマ、実施体制等	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	27～29
	2 調査・研究 (1)調査・研究のテーマ	27～28
	(2)調査・研究の実施体制等	28～29
評価シート11 成果の積極的な普及・活用	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	30～31
	2 調査・研究 (3)成果の積極的な普及・活用	30～31
評価シート12 養成・研修、ボランティアの養成	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	32～34
	3 養成・研修 (1)養成・研修	32～34
	(2)ボランティアの養成	34
評価シート13 援助・助言	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	36
	4 援助・助言 (1)援助・助言の利用拡大	36
	(2)専門的かつ効果的な援助・助言の提供	36
評価シート14 その他の業務	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	37～39
	5 その他の業務 (1)診療所について	37～38
	(2)地域の障害者支援の充実	39
評価シート15 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	40
	6 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保 (1)「国立のぞみの園の業務運営の向上を図るための運営懇談会」の開催	40
	(2)第三者評価機関による評価	—
評価シート16 予算、収支計画及び資金計画等	第3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画	41
	1 予算	41
	2 収支計画	41
	3 資金計画	41
	第4 短期借入金の限度額 1 限度額	41
	2 想定される理由	41
第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	42	
第6 剰余金の使途	42	
評価シート17 人事に関する計画	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画	43
評価シート18 施設・整備に関する計画	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 2 施設・整備に関する計画	44

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。</p> <p>平成20年2月29日 厚生労働大臣 舩添 要一</p> <p>第1 中期目標の期間 独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間とする。</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日行政改革推進本部決定。以下、「整理合理化計画」という。)等に基づき、業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている業務運営の効率性・自律性を高める取組を一層進めるため、次の目標を達成すること。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 提供するサービスの質を確保しつつ、効率的かつ柔軟な組織編成を行うとともに、施設利用者の減少等に応じた適正な人員の配置を行い、職員の採用に当たっては資質の高い人材をより広く求めることができるよう工夫すること。 また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等に基づく人員の削減、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)、「整理合理化計画」等を踏まえた給与体系及び給与水準の見直しを行うなど、人件費改革に引き続き取り組むこと。 さらに、給与水準について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況</p>	<p>独立行政法人通則法第29条第1項の規定に基づき、平成20年2月29日付をもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園中期目標を達成するため、同法30条の定めるところによる独立行政法国立重度知的障害者総合施設のぞみの園中期計画は、次のとおりとしたい。</p> <p>平成20年2月29日 独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 理事長 遠藤 浩</p> <p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日行政改革推進本部決定。以下、「整理合理化計画」という。)等に基づき、業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている運営の効率性・自律性を高める取組を一層進めるため、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 ① 組織体制 重度かつ高齢の知的障害者に対し、自立のための支援を先導的、総合的に行うため、柔軟に組織再編を実施し、効率的かつ効果的な業務運営に努める。 なお、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等を踏まえ、常勤職員数について、平成24年度末までに期首(20年度当初)に比較して20%を削減する。</p>	<p>平成22年度の業務運営について、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第31条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園年度計画を次のとおり定める。</p> <p>平成22年 3月31日 独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 理事長 遠藤 浩</p> <p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 ① 組織体制 ア 「コスト意識・ムダ削除」の徹底などの業務運営の効率化や、自立支援の取組に関する課題等に対応するため組織体制の見直しを行う。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 ① 組織体制 ア 組織・実施体制の見直し ○ 就労を望む利用者への支援体制の確立と充実を図るため、平成22年10月1日から就労継続支援B型事業を開始した。これを機に活動支援部を就労支援部に改め、同部は就労移行支援及び就労継続支援の業務を所掌することとした。生活介護の利用者を対象に日中活動支援業務を所掌する活動支援課については、生活支援部に組み入れ、その充実強化を図ることとした。 ○ 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者の地域生活支援の充実強化を図るため、平成22年4月1日から罪を犯した知的障害者への支援に経験を有する専門家を新たに社会生活支援担当の参事(謝金対応)として委嘱し、併せて、関係職員をメンバーとする「矯正施設等を退所した知的障害者支援プロジェクトチーム」を設け、参事の指導の下、支援技術等の向上を図る体制を整えた。 さらに、平成23年1月から空生活寮を活用して、「自活訓練ホーム(定員7名)」を試行的に開設し、自立に向けての専門的な支援・運営を行った。 ○ 施設利用者の高齢化や重度化等が顕著となり、個々利用者の心身状況に配慮したサービス提供を図るため、医療的配慮グループ等への転寮を行うとともに、地域移行等による施設利用者の減少を踏まえ、平成23年4月1日実施予定の第四次寮再編に向けた準備を進めた。</p>

<p>を公表し、十分に国民の理解が得られるものとする。</p>	<p>② 人件費改革と給与水準の適正化 ア 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)や「整理合理化計画」等に基づき、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う等、引き続き人件費改革に取り組む。 なお、給与の水準については、国立のぞみの園の業務内容と国からの財政支出の状況、同種の民間施設等の状況などを踏まえ、給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得られるものとする。</p> <p>イ 法人の業務実績や職員の能力、勤務成績を適切に評価し、その結果等を役員報酬や職員給与に反映させる。</p> <p>③ 人事配置 職員の能力と勤務成績を適切かつ厳正に評価した適材適所の人事配置を行うとともに、外部の関係機関との人事交流等を実施する。</p>	<p>イ 常勤職員数について、期首(平成20年度当初)に対する期末(平成24年度末)の割合が80%となるよう、平成22年度においても計画的に削減を行う。</p> <p>② 人件費改革への着実な取組 人事評価制度について、国家公務員の人事評価に準じた制度となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>③ 人事配置 ア 人事評価の結果等を活用し、①職員の意識高揚と能力開発、②適材適所の人事配置、③公正な処遇等に努める。</p> <p>イ 行動障害等への対応や調査・研究等の業務を充実させるため、実績と知見を有する者などの人事交流等を引き続き実施するとともに、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援の充実を図るための人事交流等を新たに実施する。</p> <p>ウ 施設利用者の減少等に応じた適正な人員の配置を行う。</p> <p>エ 事務部門に配置された非常勤職員について、計画的に削減を行う。</p> <p>④ 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。</p>	<p>イ 常勤職員数の削減 常勤職員数について、平成22年度期首に対して△22人の削減(定員)を行った。 ・22年度期首256人 → 期末234人(△22人) ・20年度期首275人 → 期末234人(△41人)</p> <p>② 人件費改革への着実な取組 人事評価制度の検討 職員給与に反映させる人事評価制度については、国家公務員に準ずる形で行うためには、事務職以外の直接処遇職員の評価基準の客観性を検証する必要があることから、先に取り組んでいると思われる大規模社会福祉法人等に対し評価手法等の調査を行った。</p> <p>③ 人事配置 ア 人事評価制度の実施状況等を検証し、職員の意識と能力の把握に努め、人事配置や処遇等の検討の参考とした。</p> <p>イ 全国の障害者関係施設及び大学等に所属する者のうち、自閉症及び行動障害等への支援や行動援護、並びに調査・研究の質の向上に対し、それぞれ高い知見と経験を有する者の3名を昨年度より引き続き、参事(謝金対応)として委嘱した。 さらに、今年度は、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援充実を図るため、犯罪に関わった知的障害者への支援に経験を有する専門家を参事(謝金対応)として委嘱し、職員の支援技術及び資質の向上に向けての指導・助言を受けるとともに、支援プログラムについて、研究・検討を行った。 なお、高齢者支援の専門家を昨年度に引き続き招聘し、高齢知的障害者の日常生活の過ごし方や対応について指導・助言を得た。</p> <p>ウ 施設利用者の減少や定年退職の状況等に応じ、適正な人員配置を図った。 (利用者に応じた適正な支援が行える寮への転寮等の推進、定年退職者の原則不補充)</p> <p>エ 事務部門に配置された非常勤職員について、計画的に削減を行った。 ・22年度期首12人 → 期末10人(△2人)</p> <p>④ 業務運営の電子化 国の「オンライン利用拡大行動計画(平成20年9月IT戦略本部)」に基づく電子申請業務を導入し、事務の効率化を図った。(社会保険・労働保険関係の申請・喪失等)</p>
---------------------------------	--	---	---

評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評定
【評価項目1 効率的な業務運営体制の確立】		<p>・第2期中期目標の新たな課題等に的確かつ効果的に対応するため、平成22年度においては、計画的な常勤職員数の削減等により、人件費総額を平成21年度と比較して約1億円を削減した。このうち常勤職員数については、20年度当初の数に対して最終年度で20%を削減(△52人)する目標に対して22年度までの3年間で41人を削減し、目標達成に必要な削減数の約8割を達成した。</p>		

	<p>なお、給与水準においても、21年度から国家公務員に準拠した給与制度を導入しており、目標以上の成果を上げている。</p>	
<p>[数値目標] ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等を踏まえ、常勤職員数について、平成24年度末までに期首(20年度当初)に比較して20%を削減する。</p>	<p>[数値目標] ・常勤職員数については22年度期末において234人とし20年度当初に比較して約15%を削減し、目標の約8割を達成した。 (業務実績「①組織体制」P1～2参照)</p>	
<p>・常勤職員数について、期首(平成20年度当初)に対する期末(平成24年度末)の割合が80%となるよう、平成21年度においても計画的に削減を行う。</p>	<p>・常勤職員数については22年度期末において234人とし、20年度当初に対する割合は約85%となり、目標の約8割を達成した。 (業務実績「①組織体制」P1～2参照)</p>	
<p>・平成21年度内にラスパイレス指数を98.1以内とする。</p>	<p>・平成22年度内におけるラスパイレス指数は96.0となり、目標を下回った。</p>	
<p>[評価の視点] ・的確に業務運営を進める観点から、効率的かつ柔軟な組織編成や、適正な人員の配置を行っているか。</p>	<p>[評価の視点] 実績：○ ・日中活動と就労支援の充実強化等のため組織改正を行うとともに、施設利用者の減少や定年退職の状況等に応じ、適正な人員配置を行った。 (業務実績「①組織体制」P1～2参照)</p>	
<p>・人員の計画的な削減や給与体系の見直し、給与水準の適正化を行うなど、人件費改革に取り組んでいるか。(政・独委評価の視点事項と同様)</p>	<p>実績：○ ・定年退職者の原則不補充及び平成21年度において、国家公務員の給与体系に準拠した給与制度を導入し、人件費削減の成果を上げた。 (業務実績「②人件費改革への着実な取組」P2参照)</p>	
<p>・国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。(政・独委評価の視点)</p>	<p>実績：○ ・法人に対する平成22年度の財政支出の額(運営費交付金)の割合は、総収入額に対して6割を超えているが、①給与水準は、平成21年度から国家公務員に準じた新しい給与制度を導入した結果、国家公務員に対するラスパイレス指数(事務・技術職)が国家公務員に対して96.0となり、21年度の目標値よりも低く、他の独立行政法人と比べて極めて低いこと、②法人の業務が自己収入の途が限られ、他の業務が出来ないなどの制約に加え、永年(平均34年)に渡り施設生活を送ってきた施設利用者の地域移行の進展により、施設利用者が減少し自己収入の増加が期待できないこと等により、ある程度国の財政支出に頼らざるを得ない状況にある。 従って、こうした法人の現状や、施設利用者に対する適切なサービス提供を図るための人材確保及び職員の士気の確保を考慮すると、給与水準については、概ね妥当なものと考えている。</p>	
<p>・人事交流や有能な人材の招聘等、資質の高い人材確保に取り組んでいるか。</p>	<p>実績：○ ・平成20年度より各分野における専門家を参事(謝金対応)として招聘しており、引続き、平成22年度も自閉症及び行動障害等への支援や、行動援護、並びに調査・研究の質の向上に対し、それぞれ高い知見と経験を有する者3名に、参事(理事長からの特命担当)として委嘱した。 さらに、22年度においては、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援の充実強化のため、犯罪に関わった知的障害者への支援に経験を有する専門家を参事(謝金対応)として新たに招聘した。 また、高齢知的障害者の支援の充実を図るため、平成21年6月から高齢者支援の専門家を平成22年度も引き続き招聘し、支援の実際場面で、指導や助言を受けている。 (業務実績「③人事配置」P2参照)</p>	

・国と異なる、又は法人独自の諸手当について、その適切性を検証しているか。	実績：－ ・国と異なる法人独自の諸手当は存在しない。
・法定外福利費の支出について、その適切性を検証しているか。	実績：○ ・国の指導により適切に対応し、労働基準法及び労働安全衛生法に則り、役職員の健康診断のみ法定外福利費としている。
・国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。	実績：－ ・平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストは、ない。
・独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。	実績：－ ・法人職員の再就職者の非人件費ポストは、ない。

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
<p>(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組 「整理合理化計画」に基づき、効率的かつ的確な業務遂行を図るため、内部統制・ガバナンス強化に向けた条件整備を図ること。</p>	<p>(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組 ① 内部統制の向上を図るための取組 役職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制について、その向上を図るための検討を行い、具体的な取組状況を公表する。</p> <p>② 内部進行管理の充実 各業務部門ごとに業務目標を設定し、継続的に業務のモニタリングを行い業務の進行管理を行うことにより、計画的な業務遂行に努める。</p>	<p>(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組 ① 内部統制の向上を図るための取組 内部統制について、平成21年3月に取りまとめた内部統制・ガバナンス強化に関する報告に基づき、リスク対応に重点を置いた取組を行う。 また、適切な業務運営を確保するため業務の執行状況等に関する内部監査を実施する。</p> <p>② 内部進行管理の充実 ア 業務目標に対する進行状況を把握するため、各部所にモニターを置き、継続的にモニタリングを行う。</p>	<p>(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組 ① 内部統制の向上を図るための取組 ○ 平成21年度に改定した「阻害要因一覧」をもとに、のぞみの園の業務運営の目標達成を阻害する要因(以下「リスク」という。)の対応状況、影響度及び発生可能性に関するアンケート調査(役職員対象)を実施し、リスクの認識度の分析・評価を行い、法人として優先的に対応するリスク(以下「優先対応リスク」という。)を選定した。 【優先対応リスク】 ・生活棟における支援・介護などの不備による利用者の骨折、打撲・創傷など ・誤与薬の発生 ・当事者意識の欠如 ○ その優先対応リスクに対するリスク対応計画の策定にあたっては、優先対応リスクに対する現状把握、課題抽出及び課題対応策の策定について、幹部職員、職場責任者及び職場担当者に対して役職縦断的、組織横断的にヒアリングを実施し、各リスクの内部統制の成熟度の評価結果に基づきリスク対応計画を策定した。 リスク対応計画の取り組みは、各リスクに対する各部所の現在の対応状況・課題、対応策、対応期限及び担当部所等を定め、平成23年3月までに計画に基づき段階的に内部統制の成熟度を「成熟度1」から「成熟度5」へ高めて行くものであり、平成21年11月から担当部所が他の関係部所と連携を図りつつ、リスクの軽減等のための取り組みを行った。 平成23年3月にリスク対応計画の取組状況のモニタリングを行い、計画の進捗状況の確認を行った。 ○ 内部統制の向上を図るための取り組みにあたっては、内部統制向上検討委員会が主体となり、リスクの発生の防止に取り組む継続的な仕組みを構築することとしており、平成22年度においても、内部統制構築に専門的な知見を有する会計監査人等から継続的、効果的かつ適切な支援を受けるため、業務支援契約を締結して取り組みを行った。 【内部統制向上検討委員会の開催状況】 ・第1回 平成22年 6月11日 ・第2回 平成22年 8月 5日 ・第3回 平成22年10月20日 ・第4回 平成22年11月11日 ・第5回 平成23年 1月19日 ○ 平成22年3月に総務省に置かれた研究会の報告「独立行政法人における内部統制と評価について」において、独立行政法人の内部統制の概念等が整理されたことを受け、改めて内部統制の必要性や取組内容等について、職員間の共通の認識を深めるため、「内部統制の取組について」をテーマに職員研修会を6月に3日間実施した。</p> <p>② 内部進行管理の充実 ア モニタリングの実施 昨年度に引き続き、各部所より選出されたモニターから業務遂行状況について、モニタリングを実施した。</p>

	<p>③ リスク回避・軽減への取組          国立のぞみの園の施設運営業務においてリスク要因への徹底した対応を図るため、施設利用者等に係る感染症予防対策や事故防止対策、防災対策について組織的な取り組みを進める。</p>	<p>イ 業務の進行管理を適切に行うため、モニターと役員等によるモニタリング評価会議を平成22年度中に4回開催し、業務の進行状況の評価を行うとともに、業務遂行に反映させる。</p> <p>③ リスク回避・軽減への取組          ア 施設利用者及び職員の健康管理の観点から、定期的に健康診断を実施するほか、健康的な生活を維持するために必要な措置を適確に講じる。</p> <p>イ 日頃から施設利用者の安全に気を配るとともに、事故が万一発生した場合に、事故原因の分析と対応策の検討を組織的に行い、同じ事故が起こらないよう注意喚起を図る。</p>	<p>イ モニタリング評価会議の開催          平成22年度において、モニタリング評価会議を四半期ごとに1回開催（年4回）し、各モニターからの評価項目ごとの進捗状況の報告等に基づき、業務の進行管理に努めた。          なお、モニターから地域移行の推進にあたっての各部所の連携の必要性の指摘があり、各部所が一層連携して取り組みその推進に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング評価会議の開催状況           <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>第1回</td><td>平成22年</td><td>6月23日</td><td>(第1・四半期分)</td></tr> <tr><td>第2回</td><td>平成22年</td><td>9月17日</td><td>(第2・四半期分)</td></tr> <tr><td>第3回</td><td>平成22年</td><td>12月22日</td><td>(第3・四半期分)</td></tr> <tr><td>第4回</td><td>平成23年</td><td>3月23日</td><td>(第4・四半期分)</td></tr> </table> </li> </ul> <p>③ リスク回避・軽減への取組          ア 施設利用者及び職員の健康・安全の確保          (ア) 利用者に対する健康・安全の確保          ○ 施設利用者の健康及び安全管理のため、定期的な健康診断やインフルエンザ予防接種等の予防策について、当法人の診療所を中心に他の医療機関等の協力を得て実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・胸部X線撮影 平成22年 5月～22年6月</li> <li>・内科健診 平成22年11月～23年3月</li> <li>・インフルエンザ予防接種 平成22年11月～22年12月</li> <li>・乳房・婦人科検診(女性のみ) 平成22年10月～22年12月</li> <li>・内視鏡検査などのガン精査 適宜実施</li> </ul> <p>○ 施設利用者の高齢化等に伴う機能低下や合併症の発症への対応として、緊急時に備えた救命救急講習会(救急蘇生・AEDの使い方・窒息誤嚥予防など)を毎月1回実施した。</p> <p>○ 褥瘡対策として、生活寮において診療所の医師、看護師による実技指導を毎月1回実施した。また、褥瘡委員会を毎月1回開催し、褥瘡発症者に対しての細かい対処法を検討・実施した結果、褥瘡発症から治癒までの期間が短縮された。</p> <p>○ 摂食・嚥下障害への対応として、職員に対し外部の専門家の協力による指導を月1回ペースで実施した。</p> <p>○ 座位維持への対応として、職員に対し外部の専門家の協力によるシーティング指導を年間4回実施した。</p> <p>(イ) 職員に対する健康管理          ○ 職員の健康管理は定期的健康診断、人間ドック、婦人科検診、及び夜勤等を行う職員を対象とした特別健康診断のほか、インフルエンザ予防接種を実施した。</p> <p>○ 当法人職員の健康管理の一環として、平成22年7月に「医療・福祉職員のメンタルヘルス」をテーマに障害医療セミナーを実施した。</p> <p>イ 事故の発生と再発防止への取組          平成22年度の事故等の発生については、次のとおりであるが、平成22年4月21日未明、認知症と診断され、不眠、徘徊、転倒、物投げ等の行動が顕著となった男性利用者(56歳)が、紙オムツを喉に詰まらせ死亡する事故が発生した。          事故後、直ちに事故防止対策委員会にて事故を検証し、再発防止策を講じるとともに、職員への周知を徹底し、再発の防止に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・22年度事故発生状況 47件 (21年度 51件)</li> <li>・22年度ヒヤリハット実績 50件 (21年度 73件)</li> </ul> <p>(ア) 再発防止への取り組み          事故防止対策委員会を毎月第2木曜日に開催し、事故報告書やヒヤリハット体験報告書をもとに発生原因の分析、事故防止対策などを検討しており、特に、今回の死亡事故に際しては、直ちに事故防止対策委員会を開催し、事故を検証するとともに、事故発生時の対応マニュアルの整備や設備の充実、職員研修体制の見直し等の再発防止策を講じた。          また、その検証結果については、事業調整部、生活支援部及び診療所による事故事例検討会議を開催し、事故防止対策委員会での事故の検証を再確認するとともに、事故防止対策や事故発生時の対応を共有し職員への周知を図った。</p> <p>(イ) 具体的な再発防止対策          死亡事故の発生を踏まえて、事故防止対策委員会にて以下の再発防止策を策定し、実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生時の対応マニュアルの作成</li> </ul>	第1回	平成22年	6月23日	(第1・四半期分)	第2回	平成22年	9月17日	(第2・四半期分)	第3回	平成22年	12月22日	(第3・四半期分)	第4回	平成23年	3月23日	(第4・四半期分)
第1回	平成22年	6月23日	(第1・四半期分)																
第2回	平成22年	9月17日	(第2・四半期分)																
第3回	平成22年	12月22日	(第3・四半期分)																
第4回	平成23年	3月23日	(第4・四半期分)																

	<p>④ 業務内容の情報開示      国立のぞみの園の運営状況や財務状況、業務の遂行状況等について、国民にとって分かりやすいよう情報開示を行う。</p> <p>⑤ 取組を有効に機能させるための監査実施に係る条件整備      随意契約の適正化等の効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるため、監事及び会計監査人からの厳格な監査を受けることができるよう、必要な条件整備を図る。</p>	<p>ウ インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症に対して、地元保健所と連携しながら、効果的・重点的な蔓延防止対策を講じる。</p> <p>エ 安全防災訓練の計画的な実施など、防災対策に取り組む。</p> <p>④ 業務内容の情報開示      業務運営の改善に繋げるため、業務内容の情報公開を徹底し、外部・内部からの意見等を積極的に取り入れる仕組を整備することとし、次のような取組を行う。</p> <p>ア 法人のホームページを抜本的に見直し、平成21年度の業務運営の状況や財務状況等について、積極的な情報開示を行う。</p> <p>イ 国民の声として苦情・要望等を受け付ける仕組を平成22年度において整備する。</p> <p>ウ 職員から業務改善やムダ削減に関する提言等を募集する仕組を平成22年度において整備する。</p> <p>⑤ 取組を有効に機能させるための監査実施に係る条件整備      監事及び会計監査人による監査が効果的かつ効率的に行うことができるよう、内部監査を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間巡視マニュアルの見直し（呼吸状態の確認等）</li> <li>・特別職員研修：「オムツの効果的な装着法」の実技講習（年4回実施）</li> <li>・救急・救命講習：「救急蘇生AEDの使用法」（年5回実施）</li> <li>・外部機関での介護研修：近在の特別養護老人ホームにて実施</li> <li>・設備整備：吸引器、離床センサーの設置及びAEDの増配置 等</li> </ul> <p>(ウ) 介護支援スキルの向上      事故防止対策の一環として、平成22年7月、医療的配慮グループの3ヶ寮において、一日の生活の流れに沿った実際の支援を体験する方法による介護技術講習会を開催し、車椅子への移乗や器械浴槽での介護技術等の向上を図った。</p> <p>ウ 感染症対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1年を通して、各建物等の玄関及び診療所の外来・病棟入口・各病室入口に、手指消毒剤を設置し、外来者や面会者にも手指消毒を励行し、感染症防止対策の強化に努めた。</li> <li>○ インフルエンザの流行時期を踏まえ、感染症対策委員会を開催し、特に流行期には標準予防策の徹底を職員に促した。ワクチン確保を早急に努め、医療従事者から優先的に接種し、その後利用者への接種を順次行った。利用者については、感染者はいなかった。職員や職員家族のインフルエンザ発症の際には出勤停止の措置を講じ、手洗い・うがい・マスク着用の啓発を再度徹底したため、利用者の感染・発症を防ぐことができた。</li> <li>○ ノロウイルス感染症については、年間を通じて発症者を認めなかった。</li> </ul> <p>エ 防災対策の実施      災害発生時において施設利用者が迅速かつ確に行動できるよう、安全防災訓練を22年度に夜間を含め年4回実施したほか、施設利用者及び役職員を対象とした総合防災訓練を10月に高崎市中央消防署の協力を得て実施した。当日は、震度6の大地震の発生による火災発生を想定し、避難訓練、初期消火訓練（消火器、屋外消火栓を使用）担架を使用しての搬送訓練及び「起震車」による地震体験を実施した。      その他、交通安全等のチラシの配布（4月6日～4月15日）、危険箇所の点検（7月28日）等の事故防止対策を実施した。      さらに、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震後には、発生時の状況報告及び反省会議を開催し、今後の事故防止策等の検討を行い、地震発生時の対応マニュアル作成について取り組んでいるところである。なお、地震発生時において、幸いにも利用者には怪我等もなく、建物等の被害もなかった。</p> <p>④ 業務内容の情報開示      業務運営の改善に繋げるため、業務内容の情報公開を徹底し、外部・内部からの意見等を積極的に取り入れる仕組を整備することとし、次のような取組を行った。</p> <p>ア ホームページ掲載の調査・研究のページの更新、講演会やセミナー等の広報や独立行政法人関係資料等の掲載を行った。</p> <p>イ 「苦情解決に関する規則」を改正し、「苦情解決・要望に関する規則」として、利用者、家族、関係者からの苦情等を受け付ける他、広く国民（みなさまの声）からの要望に対しても受け付けるよう整備を図った。</p> <p>ウ 職員から業務改善に繋がる提案、ムダ削減に関する提案等を募集するため、理事長に対して提案等を直接できる仕組みとして「業務改善提案箱」システム規則を制定した。</p> <p>⑤ 取組を有効に機能させるための監査実施に係る条件整備      前年度に引き続き今年度も内部監査を行った。実施にあたり、平成22年度内部監査計画を作成し、監査事項を「個人情報の管理状況」「利用者所持金の管理状況」「業務全般の執行状況」とした。また、併せて平成22年度内部監査チェックリストを作成した。      チェックリストに基づき、ヒアリング及び実地監査を行った結果、監査事項について概ね適正であることが認められた。</p>
--	---	---	---

評価の視点等	自己評価	B	評価項目	評 定	
【評価項目2 内部統制・ガバナンス強化への取組】		<ul style="list-style-type: none"> <li>内部統制・ガバナンス強化への取組については、内部統制向上検討委員会が主体となり行い、優先的に対応すべき3つのリスク（①利用者の骨折等、②誤与薬の発生、③当事者意識の欠如）について、平成22年度も継続して取り組み、また、阻害要因一覧について、再見直しを行い、更に、「内部統制の取組について」をテーマとした職員研修会を3回開催し、内部統制の必要性や取組内容等について、職員間の共通の認識を深めた。</li> <li>また、各部所より選出されたモニターと役員等によるモニタリング評価会議を年4回開催し、モニターからの評価項目ごとの進捗状況の報告等に基づき、業務の進行管理に努めた。</li> <li>リスク回避・軽減への取組としては、施設利用者等に対する事故防止対策及びインフルエンザ、ノロウイルス等感染症対策として、事故や感染症を未然に防ぐことの重要性を職員一人ひとりが十分に認識するよう、研修会や講習会など様々な機会を設けて、職員の意識改革に努めた。</li> <li>更に、ホームページ等による業務内容の情報開示に努めるとともに、前年度に引き続き内部監査を実施した。</li> </ul>			
<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務の進行管理を適切に行うため、モニターと役員等によるモニタリング評価会議を平成21年度中に4回開催し、業務の進行状況の評価を行うとともに、業務に反映させる。</li> </ul>		<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリング評価会議を平成22年度中に4回開催した。モニターからの指摘を踏まえ、各部所間が連携し保護者等に対し、地域移行について積極的に説明を行った。</li> <li>(業務実績「②内部進行管理の充実」P4～5参照)</li> </ul>			
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内部統制の向上、ガバナンス強化に向けて、どのように取組んでいるか。(政・独委評価の視点事項と同様)</li> </ul>		<p>[評価の視点]</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内部統制の向上、ガバナンス強化に向けて、内部統制向上検討委員会において、前年度に選定した優先的に対応すべき3つのリスク（①利用者の骨折等、②誤与薬の発生、③当事者意識の欠如）について、平成22年度も継続して取り組んだ。</li> <li>更に、阻害要因一覧について、再見直しを行った。</li> <li>「内部統制の取組について」をテーマとした職員研修会を3回開催し、内部統制の必要性や取組内容等について、職員間の共通の認識を深めた。</li> <li>(業務実績「①内部統制の向上を図るための取組」P4参照)</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の進行管理のため、組織的かつ継続的にモニタリングを行っているか。</li> <li>また、モニタリングの結果を業務に反映させる仕組みとなっているか。</li> </ul>		<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>昨年度に引き続き、各部所に配置したモニターより業務の進行管理を継続的に行うため、モニタリング評価会議を年4回開催し、モニターからのモニタリング結果については、幹部職員をはじめ全ての職員に周知を図った。</li> <li>(業務実績「②内部進行管理の充実」P4～5参照)</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の情報開示や監査機能の強化など、的確な業務遂行をチェックする取組を行っているか。</li> </ul>		<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務内容の情報開示については、ホームページ掲載の調査・研究のページの更新、講演会やセミナー等の広報や独立行政法人関係資料等の掲載を行った。</li> <li>また、監査機能の強化については、前年度に引き続き平成22年度も内部監査を実施し、その監査結果については、理事長に報告するとともに、当法人のホームページに掲載し、公表した。</li> <li>(業務実績「④業務内容の情報開示」「⑤取組を有効に機能させるための監査実施に係る条件整備」P6参照)</li> </ul>			

<ul style="list-style-type: none"> <li>施設利用者の安全を守り、法人としてのリスク回避・軽減を図るため、             <ul style="list-style-type: none"> <li>①感染症予防や防災対策に対して、どのように取り組んでいるか。</li> <li>②施設利用者の事故防止対策に対して、どのように取り組んでいるか。</li> </ul>             また、事故が発生した場合に、原因をどのように分析し、どのような再発防止策を講じているか。           </li> </ul>	<p>実績：○</p> <p>(①について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>感染症の未然の防止と万一発生した場合の対策を講じるため、「感染症対策委員会」を開催し、迅速な対応を図った。昨年度流行した新型インフルエンザについての対策を今年度も踏襲し、感染症対策を徹底的に行い、その予防に努めた結果、利用者には、インフルエンザ・ノロウィルスと罹患者は発生しなかった。</li> <li>防災対策については、施設利用者に対する防災及び避難訓練を夜間も含め定期的実施するとともに、毎年度秋に役職員を含めた総合防災訓練を実施しており、平成22年度においても実施した。</li> </ul> <p>(②について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>男性利用者が紙おむつを喉詰めたことによる死亡事故に際して、事故防止対策委員会にて事故を検証し、事故発生時の対応マニュアル等の整備、職員研修の充実等の再発防止対策を講じるとともに、事故事例検討会議等を開催し職員への周知を図った。</li> <li>施設利用者の事故防止対策として、事故を未然に防ぐことの重要性を職員一人ひとりが再認識するよう、研修会や様々な機会を設けて意識改善を図った。平成22年度においては、救急救命講習会、介護実技講習会等、より実践に向けた研修を行った。</li> <li>また、設備面の改善や福祉機器を導入し、法人全体でリスク回避・軽減に取り組んだ。 (業務実績「③リスク回避・軽減への取組」P5～6参照)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>業務改善の取組を適切に講じているか。 (業務改善の取組：国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事評価しているか等)</li> </ul>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広く国民（みなさまの声）からの要望を取り入れられるよう規則を整備したほか、職員から業務改善に繋がる提案、ムダ削減に関する提案等を募集するため、理事長に対して提案等を直接できる仕組みとして「業務改善提案箱」システム規則を制定した。 (業務実績「④業務内容の情報開示」P6参照)</li> </ul>	

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費及び事業費等の経費 (運営費交付金を充当するもの(定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く))について、中期目標期間の最終年度(平成24年度)の額を、前中期目標期間の最終年度(平成19年度)と比べて23%以上節減すること。</p>	<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>① 経費の節減 中期目標に基づく運営費交付金の節減目標を達成するため、常勤職員数の縮減、給与体系・給与水準の適正化、「随意契約見直し計画」(平成19年12月策定)(以下、「随意契約見直し計画」という。)等に基づく合理化に取り組む。</p> <p>② 運営費交付金以外の収入の確保 ア 地域のニーズを踏まえた多様な事業の実施や、施設・設備等の効率的な活用を引き続き検討し、事業収入の増加を図る。</p> <p>イ 利用者負担を求めることができるサービスについて、社会一般情勢を踏まえ適切な額の負担を求める。</p>	<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>① 経費の節減 ア 定年退職者の後補充について、原則として行わないこととし、常勤職員数の削減を図る。</p> <p>イ 事務部門に配置された非常勤職員数の削減を図る。</p> <p>ウ 契約について、「随意契約見直し計画」(平成19年12月策定)(以下、「随意契約見直し計画」という。)等に基づき適正な実施を図る。</p> <p>② 運営費交付金以外の収入の確保 ア 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援の一環として、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者に対して、継続して有期限の受け入れを行い、自立した生活が可能となるような支援の提供を行う。</p>	<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>① 経費の節減 ア 平成22年度の運営費交付金(予算額(退職手当相当額を除く。))について、21年度と比較して約3.6億円(△16.8%)を節減、19年度と比較して約5.7億円(△24.4%)を節減した。</p> <p>・21年度 2,120百万円 → 22年度 1,764百万円(△356百万円) 19年度 2,334百万円 → 22年度 1,764百万円(△570百万円) (※)退職手当相当額を除いた金額</p> <p>・22年度期首256人 → 期末234人(△22人)</p> <p>イ 事務部門に配置された非常勤職員について、計画的に削減を行った。 ・22年度期首12人 → 期末10人(△2人)</p> <p>ウ 平成22年度においては、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するため、入札案件について、一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施した。</p> <p>② 運営費交付金以外の収入の確保 ア 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者の受け入れについては、平成20年度2人、平成21年度3人、平成22年度には4人と、これまでに延べ9人を受入れた。これらの対象者に対して、社会生活の適応と速やかな地域生活への移行を図るため、計画的に施設入所支援及び就労移行支援の提供など効果的な支援に努めた結果、平成21年度3人、平成22年度2人と、これまでに延べ5人が地域生活へ移行することができた。</p>

		<p>イ 就労支援の拡充を図るために、就労継続支援B型の立ち上げに向けて取り組む。</p> <p>ウ 地域のニーズを踏まえ、短期入所枠の拡大を図るとともに日中一時支援の拡大について検討する。</p> <p>エ 施設外の生活介護事業所の利用拡大に努める。</p> <p>オ 外来診療について広報に努めることにより、診療収入の増を図る。</p> <p>カ 国や地方自治体、民間団体等の実施事業等を積極的に受託する。</p>	<p>イ 平成22年10月より、就労支援の拡充を図ることを目的としてハナビラタケの栽培及び収穫等を主な作業内容とする就労継続支援B型（定員20人）を新規事業として開始した。平成23年3月末日の利用者数は7名である。 また、就労移行支援では、利用者に多くの職場体験が積めるよう、新規に実習先や職場体験等の場を確保し、支援の充実を図った。結果として、平成22年度内に、2人を就労させることができた。</p> <p>ウ 短期入所枠の拡大と日中一時支援の拡大 地域の18歳以上の知的障害者に対して、短期間の入所又は日中一時利用等、必要なサービスを提供した。具体的なサービスの提供については、受け入れ寮の1日のスケジュールに沿って行うことを基本とした。 なお、短期入所事業は、延べ利用日数で平成21年度を上回っている。 このことを踏まえ、平成23年3月に、地域のレスパイト等のニーズに応えるために短期入所の利用定員を4名から15名に拡充した（平成23年4月より開始）。 また、日中一時支援事業についても、延べ利用日数及び延べ利用時間とも昨年実績を上回っている。 他方、利用者の情報の共有化や適切なサービスを提供するため、「短期入所利用者支援会議」を毎月1回開催し、ニーズに応じたきめ細かな対応に努めた。</p> <p>(短期入所・日中一時支援事業利用実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">短期入所事業実績</th> <th colspan="3">日中一時支援事業実績</th> </tr> <tr> <th>登録件数</th> <th>総利用人数</th> <th>総利用日数</th> <th>登録件数</th> <th>総利用人数</th> <th>総利用日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td> <td>39</td> <td>105</td> <td>794</td> <td>28</td> <td>54</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>42</td> <td>106</td> <td>849</td> <td>33</td> <td>59</td> <td>111</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 平成21年度に開設した施設外の生活介護事業所「さんぼみち」にて、通所利用者の新規開拓に努めた。 平成22年度末の登録者は72人、一日平均16人の利用があった。 (平成21年度末 登録者 47人、一日平均10.1人)</p> <p>オ 診療収入の確保 医学管理料、指導料の算定に向けての取組を継続して行い、診療収入の確保と診療報酬請求業務の適正化等に努めている。 &lt;診療所で取得している施設基準&gt; ・有床診療所入院基本料1（夜間緊急体制・複数医師配置・看護配置加算） ・運動器リハビリテーション料（Ⅱ） ・脳血管疾患リハビリテーション料（Ⅲ） ・電子化加算 ・入院時食事療養費（Ⅱ） ・補綴物維持管理料</p> <p>診療収入については、発達障害等の一般外来患者診療により、新患が217人増加し、診療収入も下記のとおり増加した。 【平成22年度 120,953千円（平成21年度 102,758千円）】</p> <p>カ 国や群馬県等の実施事業の受託 当法人の目的・機能に沿った業務として、国（厚生労働省）や群馬県、高崎市から次の事業を受託し補助を受けて実施した。</p> <p>(ア) 国からの補助 国（厚生労働省）の「障害者総合福祉推進事業」の補助協議に応募し、補助採択を受け、「知的障害者・精神障害者が利用する移動支援における課題と重度の知的障害者・精神障害者が在宅生活を快適に暮らすために必要なサービスについての調査・研究」及び「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者等の地域生活移行を支援する職員のための研修プログラム開発に関する調査・研究」を実施した。</p> <p>(イ) 群馬県からの受託 a 行動援護従業者養成研修実施事業の受託 行動障害のある知的障害者（児）等に対して、外出時及び外出の前後に必要な支援を行うために必要な知識・技術を有する行動援護従業者の養成を図ることを目的とした研修を受託した。 ・群馬県行動援護従業者養成研修実施事業 受講者20人</p>		短期入所事業実績			日中一時支援事業実績			登録件数	総利用人数	総利用日数	登録件数	総利用人数	総利用日数	平成21年度	39	105	794	28	54	79	平成22年度	42	106	849	33	59	111
	短期入所事業実績				日中一時支援事業実績																									
	登録件数	総利用人数	総利用日数	登録件数	総利用人数	総利用日数																								
平成21年度	39	105	794	28	54	79																								
平成22年度	42	106	849	33	59	111																								

		<p>キ 専門学校等の学生や、ホームヘルパー研修受講者等の実習を受け入れる。</p> <p>ク その他、利用者負担を求めることができるサービスについて、社会一般情勢を踏まえ適切な額の負担を求める。</p>	<p>b 知的障害者（児）ホームヘルパー養成基礎研修実施事業の受託 在宅介護に従事しているが、知的障害者（児）へのサービス提供の経験がないものに対し、サービス提供に関する基礎的な知識の研修を行うことにより、適切な知識を備えたヘルパーの確保及びサービスの質の向上を図ることを目的とした研修を受託した。 ・ホームヘルパー養成基礎研修実施事業 受講者 82人</p> <p>c 群馬県地域移行支援事業の受託 矯正施設等を退所した障害者に対し、退所後の地域生活へ移行する際の調整等に対する支援を行い、地域生活移行を促進する仕組みを構築するため、「群馬県福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業」を受託した。</p> <p>(ウ) 高崎市からの受託 相談支援や情報提供等の便宜を供与し、社会生活を営むことが出来るようにするため、高崎市相談支援事業を受託した。</p> <p>キ 実習の受入 ○ 福祉系大学等の学生、ホームヘルパー研修受講者等の各種養成機関からの実習を受入れた。実修の受入に当たっては、適切な負担を求めた。</p> <p>(各種養成機関からの実習受け入れ実数)</p> <table border="1" data-bbox="1665 726 2683 1003"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>学校数</th> <th>人 数</th> <th>延べ日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉援助技術現場実習</td> <td>10</td> <td>30</td> <td>623</td> </tr> <tr> <td>保育実習</td> <td>34</td> <td>147</td> <td>1,659</td> </tr> <tr> <td>専門学校臨地実習</td> <td>3</td> <td>116</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td>群馬県受託養成研修実習</td> <td>2</td> <td>82</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>訪問介護員養成研修実習</td> <td>1</td> <td>38</td> <td>114</td> </tr> <tr> <td>早期体験実習（医師養成）</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>介護等体験（教員養成）</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>その他（民間団体等）</td> <td>1</td> <td>38</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>54</td> <td>460</td> <td>2,733</td> </tr> </tbody> </table> <p>ク 利用者負担となる光熱水費について、平成22年度においても実情に見合った負担を求めた。</p>	種 別	学校数	人 数	延べ日数	社会福祉援助技術現場実習	10	30	623	保育実習	34	147	1,659	専門学校臨地実習	3	116	116	群馬県受託養成研修実習	2	82	82	訪問介護員養成研修実習	1	38	114	早期体験実習（医師養成）	2	7	81	介護等体験（教員養成）	1	2	20	その他（民間団体等）	1	38	38	合 計	54	460	2,733
種 別	学校数	人 数	延べ日数																																								
社会福祉援助技術現場実習	10	30	623																																								
保育実習	34	147	1,659																																								
専門学校臨地実習	3	116	116																																								
群馬県受託養成研修実習	2	82	82																																								
訪問介護員養成研修実習	1	38	114																																								
早期体験実習（医師養成）	2	7	81																																								
介護等体験（教員養成）	1	2	20																																								
その他（民間団体等）	1	38	38																																								
合 計	54	460	2,733																																								

評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評 定
<p>【評価項目3 業務運営の効率化に伴う経費節減】</p> <p>[数値目標] ・一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの（定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く））について、中期目標期間の最終年度（平成24年度）の額を、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）と比べて23%以上削減すること。</p> <p>[評価の視点] ・一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの（定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く））について、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）と比較して、どの程度節減が図られているか。</p>	<p>・運営費交付金（予算額）の節減について、第2期中期目標に定める23%以上の削減を達成するために、施設利用者が減少する中で平成22年度においても着実に経費削減等に取り組むとともに、運営費の確保を図るため、その他の事業収入の確保に努めた。</p>	<p>[数値目標] ・平成22年度の運営費交付金（予算額（退職手当相当額を除く））について、19年度と比較して△24.4%（約5.7億円）を節減した。 （業務実績「(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減」P8～10参照）</p> <p>[評価の視点] 実績：○ ・運営費交付金（予算額（退職手当相当額を除く））については、第2期中期目標に定める23%以上の削減を達成するために、施設利用者が減少する中で着実に経費削減等に取り組むとともに、運営費の確保を図るため、その他の事業収入の確保に努め、19年度と比較して△24.4%（約5.7億円）を節減した。 （業務実績「①経費の削減」P8参照）</p>		

<p>・事業収入の増加を図るための取組を行っているか。</p>	<p>実績：○ ・施設利用者の減少により事業収入を減少させないために、①新しい障害福祉サービス事業の実施、②国や地方自治体の補助、委託事業を実施し、事業経費を確保するなど、収入増を図るための努力を行った。 (業務実績「②運営費交付金以外の収入の増」P8～9参照)</p>	
<p>・事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。</p>	<p>実績：○ ・コスト削減や効率化の観点から、各部所において点検した結果、冗費は発生していない。</p>	
<p>・国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<p>実績：○ ・当法人が実施している事務・事業を点検した結果、いずれも知的障害者(児)のニーズに対応した事務・事業であった。なお、高崎市から受託している相談支援事業については、その受託費のみでは家賃、人件費の全部を賄うことが困難であるが、地域の障害者にとっては、なくてはならない事業であることから、22年度においても引き続き実施した。</p>	

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
<p>2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図ること。</p>	<p>2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 土地、建物等の資産について、資産の利用頻度、本来業務に支障のない範囲内での有効活用の可能性の観点から、利用方法等の検討を行う。併せて、老朽化等により不用となった建物の処分等を検討する。 (1) 施設利用者の状況を考慮した利用方法の検討 施設・設備等について、施設利用者の減少や能力・障害の状況等に合わせた見直しを図るなど、効率的かつ効果的な利用を図る。  (2) 地域の社会資源・公共財としての活用 ① 診療所の機能の活用 診療所の機能を活用して、地域の知的障害者等に医療を提供する。</p>	<p>2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 (1) 土地・建物等の資産の利用方法等の検討 ① 効率的かつ効果的な利用の検討 土地、建物等の資産について、資産の利用頻度、本来業務に支障のない範囲内での有効活用の可能性の観点から、現状分析や利用方法等の検討を随時行う。併せて、不用となった建物の処分等についても検討する。  ② 施設利用者の状況を考慮した利用方法の検討 施設利用者に対する支援の充実等を図るため、既存の施設・設備等について、施設利用者の障害等の状況に適確に対応した生活の場や日中活動の場、余暇時間を過ごす場等への有効活用を図る。  (2) 地域の社会資源・公共財としての活用 ① 診療所の機能の活用 診療所の機能を活用して、地域の知的障害者等に医療を提供する。</p>	<p>2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 (1) 土地・建物等の資産の利用方法等の検討 ① 効率的かつ効果的な利用の検討 資産利用検討委員会を2月に開催し、外部の有識者(22年度には、新たに地域の代表者を加えた。)を招聘し、保有資産の管理・運用等について意見を聴取した。結果、地域住民の意見を聞くなどして、引き続き、一層の地域開放を行うよう提言を受けた。  ② 施設利用者の状況を考慮した利用方法の検討 施設利用者の高齢化や障害の状況に合わせて活動内容が選択できるよう、平成21年1月より設置した活動支援棟のサテライトの継続的な活用を図るとともに、重症化への対応としてトイレの改修や緩衝材の設置等により環境の整備を図った。  (2) 地域の社会資源・公共財としての活用 ① 診療所の機能の活用 ○ 診療所において、地域の知的障害者(児)及び家族等に対して外来診療を実施した。(診療実績については、37頁を参照。)  &lt;地域の知的障害者等が利用できる診療科目&gt; 内科外来、精神科外来、整形外科外来、皮膚科外来、歯科外来 心理相談(外来)、リハビリ外来  このうち心理相談(外来)については、精神科外来と連携しており、精神科受診患者の大幅増加に伴い、利用数が大幅に増加した。ことばの遅れや発達上に問題がある利用者に対しては、ことばの学習訓練をはじめとする療育支援を行った。また、外来患者の家族を対象とした家族心理教育のグループセッション(えすぼわ〜る)を平成22年度より毎月2回(21年度は毎月1回)の開催に増やして実施した。</p>

② 福祉関係者等への活動の場としての活用  
施設・設備等について、福祉関係者、ボランティア等の活動の場に提供するなど、一層の利用促進を図る。

② 福祉関係者等への活動の場としての活用  
ア 施設・設備等について、福祉関係者、ボランティア等の活動の場として提供する。

イ 施設・設備等について、福祉関係者の研修会等の場として提供する。

ウ 施設利用者と地域住民との交流を進め、障害者に対する地域住民の理解を高めるため、施設利用者と地域住民が参加するイベントを企画し実施する。

○ 精神科外来や心理外来を利用する発達障害児等を対象に、医師、臨床心理士、学校教職員、施設職員、児童相談所職員等によるケースカンファレンスを随時実施し、情報を共有化することにより、地域全体での包括的な支援に取り組んだ。

② 福祉関係者等への活動の場として活用

ア 活動の場として提供

○ 法人所有施設の一般開放について、広報活動を行っており、少年野球チームやボーイスカウト、知的障害者グループ等の活動の場として提供した。

○ カラオケや踊り等のボランティアに対して、活動の場として法人施設（文化センター）を提供した。

○ 高崎市内の幼稚園・保育園児の野外活動として、牧場を開放した。

○ 地元高等学校のマラソンコースや地域住民のウォーキングコースとして、遊歩道等を開放した。

○ 地元知的障害者（児）グループ、ボーイスカウト等の団体に対して、グラウンドや広場等の法人施設を開放し、活動の場として提供した。

(施設の使用状況)

施設名	延べ利用人数	利用団体
体育館	384人	少年野球チーム、ボーイスカウト、社会人野球チーム
グラウンド	700人	少年野球チーム、ボーイスカウト、社会人野球チーム
テニスコート	855人	一般市民等
富士会館・厚生会館	346人	少年野球チーム、ボーイスカウト、知的障害者グループ
計	2,285人	

イ 研修会等の場としての提供

群馬県や関係団体等の要請を受け、研修会等の場として法人施設（文化センター）を提供した。

- ・群馬県知的障害者福祉協会初任者研修会 参加者数 109人
- ・群馬県行動援護従業者養成研修会（3日間） 参加者数 20人
- ・群馬県知的障害者（児）ホームヘルパー養成基礎研修（2回） 参加者数 82人

ウ 地域との交流

○ 平成22年8月に「高校生ボランティア講座2010」を開催した。  
・8月2日～3日の2日間 参加者数25人（高崎市内2校）

○ 障害医療セミナーの開催に当たり、テーマも身近な問題である「医療・福祉職員のメンタルヘルス」「高齢者、知的障害者における摂食・嚥下リハビリテーション」とし、広く募集を行った。

- ・障害医療セミナー 22年7月21日 135人（地域住民等 22人）
- 23年3月29日 102人（地域住民等 20人）

○ 近隣の特別支援学校の生徒に対して現場体験利用の受入を行った。  
・参加者 24人（高崎市内4校）

○ 平成22年10月24日に「第8回のぞみふれあいフェスティバル」を開催した。  
フェスティバルでは、イベントや施設利用者の作品の展示のほか、地域住民を対象とした施設見学ツアー、福祉サービスや医療などの相談を行った。  
なお、施設利用者は、模擬店を利用して就労体験や買い物体験等に参加し、地域住民との交流の機会を持つことに努めた。  
・参加者数1,899人

○ 地元商店街の書店よりフリースペースの提供を受け、平成22年1月11日から1月29日の間、利用者が制作した作品を展示し、広く地域住民に公開した。

○ 平成22年9月11日に地元小学校等を対象に、親子作業体験等のイベントを開催した。

○ 地域生活体験ホーム利用者及びケアホーム入居者は、地域住民として、高崎市乗附小学校・片岡 小学校区の町民運動会・ソフトバレーボール大会・芸能祭に招待されたほか、各町内会の清掃日・花見・どんど焼きなどの行事にも参加し、交流を深めた。

評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評 定	
【評価項目4 効率的かつ効果的な施設・整備の利用】		<ul style="list-style-type: none"> <li>施設利用者に対する効果的なサービス提供の観点から、土地・建物及び施設・設備の有効活用について検討を行い、空き寮を整備して利用するなど、利用者の支援の向上に努めた。</li> <li>また、地域住民との交流を始め、ボランティア・福祉施設関係者に法人施設等を一般開放し、地域の社会資源・公共財としての役割を果たした。</li> </ul>			
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保有する建物等の資産について、適時・的確に利用方法等を検討し、有効活用に努めているか。(政・独委評価の視点事項と同様)</li> </ul>		<p>[評価の視点]</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部有識者を加えた資産利用検討委員会を平成23年2月に開催し、保有資産の管理・運用等について意見を聴取した。結果、地域住民の意見を聞くなどして、引き続き、一層の地域開放を行うよう提言を受けた。(業務実績「①効率的かつ効果的な利用の検討」P11参照)</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>施設利用者の減少や能力・障害の状況等を踏まえ、施設・設備等の効率的かつ効果的な利用が図られているか。</li> </ul>		<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設利用者の高齢化や障害の状況に合わせて活動内容が選択できるよう、平成21年1月より設置した活動支援棟のサテライトの継続的な活用を図るとともに、重症化への対応としてトイレの改修や緩衝材の設置等により環境の整備を図った。(業務実績「②施設利用者の状況を考慮した利用方法の検討」P11参照)</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>保有資産の活用について、監事の監査において適切にチェックを受けているか。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度において、監事からの指摘事項はなかった。</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>施設・設備等について、福祉関係者やボランティアの利用など、地域の社会資源・公共財として、地域住民への積極的な施設開放が行われているか。</li> </ul>		<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年秋に開催し地元の行事としても定着した「第8回のぞみふれあいフェスティバル」は、平成22年度も約1,900人の地域住民、ボランティア等が参加し、好評を得た。</li> <li>就労支援部においては地元小学生及びその家族等を対象に、親子作業体験等のイベントを開催した。(業務実績「②福祉関係者等への活動の場としての活用」P12～13参照)</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の知的障害者等への医療が適切に提供されているか。</li> </ul>		<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>診療所において、地域の知的障害・発達障害児(者)に対する医療的支援を積極的に行った。(業務実績「①診療所の機能の活用」P11～12参照)</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)で処分等することとされた資産についての処分等の取組状況が明らかにされているか。</li> <li>その上で取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</li> </ul>		<p>実績：－</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「独立行政法人整理合理化計画」における資産についての処分等に関する指摘はされていない。</li> </ul>			

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
<p>3 合理化の推進 契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。</p> <p>① 「整理合理化計画」に基づき、国立のぞみの園において策定した「随意契約見直し計画」(平成19年12月)の取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。</p> <p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施すること。</p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p>	<p>3 合理化の推進 重度かつ高齢の知的障害者という施設利用者の特性を十分考慮しながら、契約は原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。</p> <p>① 「整理合理化計画」に基づき、国立のぞみの園において策定した「随意契約見直し計画」の取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施する。</p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p>	<p>3 合理化の推進 (1) 「随意契約見直し計画」に基づく取組等</p> <p>① 「随意契約見直し計画」に基づく取組 平成22年度においても、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実行し、契約の適正な実施を図るとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>② 競争性、透明性の確保 一般競争入札等のうち企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施する。</p> <p>(2) 入札・契約の適正な実施の確保 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p> <p>(3) 外部委託の検討 平成22年度における新しい事業等の実施状況を見極めながら、外部委託の検討を行う。</p>	<p>3 合理化の推進 (1) 「随意契約見直し計画」に基づく取組等</p> <p>① 「随意契約見直し計画」に基づく取組 平成22年度においては、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するため、入札案件について、全て一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施した。 なお、会計規程第33条の2に基づき、該当する契約(予定価格が100万円を超える契約)については、のぞみの園ホームページに掲載し、公表した。</p> <p>② 競争性、透明性の確保 「一者応札・一者応募に係る改善方策について」(平成21年7月24日付け)に基づき、競争性、透明性を十分に確保した方法により実施した。</p> <p>(2) 入札・契約の適正な実施の確保 監事監査・内部監査において、会計規程第31条、第32条及び第33条の規定に基づいた入札・契約が適正に実施されているか、関係書類等の内容のチェックを受けた。 その際、随意契約見直し計画の実施状況についてのチェックも受けたが、いずれも問題となる指摘はなかった。 また、平成22年度中(平成22年8月4日、12月22日)に当法人の契約監視委員会が開催され、契約実績及び予定の見直し・点検が行われたが、いずれも問題となる指摘はなかった。</p> <p>(3) 外部委託の検討 外部委託についての検討は行ったが、新たな外部委託に馴染むものは無かった。</p>

評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評定
<p>【評価項目5 合理化の推進】</p> <p>[数値目標] ・随意契約見直し計画に基づき、競争性のある契約を60%以上とする。</p> <p>[評価の視点] ・「随意契約見直し計画」の実施状況はどうか。また、その状況について公表しているか。(政・独委評価の視点事項と同様)</p>	<p>・「随意契約見直し計画」に基づき、計画どおり見直しを進めた。</p> <p>[数値目標] ・競争性のない契約(随意契約)については、30件中24件が毎月支払われる電気料金及び上下水道料金といった公共料金であり、この件数をカウントしなければ、競争性のない契約は6件、母数(契約総件数)は38件となり、競争性のある契約割合は84%となる。</p> <p>競争性のある契約 32件(52%) 競争性のない契約 30件(48%) 計 62件(100%)</p> <p>[評価の視点] 実績：○ ・「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するため、入札案件について、全て一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施した。また、会計規程第33条の2に基づき、該当する契約については、のぞみの園ホームページに掲載し、公表した。 (業務実績「(1)「随意契約見直し計画」に基づく取組」P14参照)</p>			

<p>・一般競争入札等の実施状況はどうか。そのうち、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保させる方法により実施しているか。(政・独委評価の視点事項と同様)</p>	<p>実績：○ ・入札案件について、全て一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施した。また、前年度に策定した「一者応札・一者応募に係る改善方策について」に基づき、競争性、透明性が確保できるよう努めた。 (業務実績「(2)「入札・契約の適正な実施の確保」P14参照)</p>
<p>・入札・契約の実施状況について、監事及び会計監査人による徹底的なチェックを受けているか。(政・独委評価の視点事項と同様)</p>	<p>実績：○ ・監事監査において、会計規程第31条、第32条及び第33条の規定に基づいた入札・契約の実施状況についてチェックを受けたが、問題となる指摘はなかった。 また、監査法人による往査において、関係書類のチェックを受けたが、問題となる指摘はなかった。 (業務実績「(2)「入札・契約の適正な実施の確保」P14参照)</p>
<p>・契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>	<p>実績：○ ・監事監査において、入札・契約が適正に実施されているか、関係書類等の内容のチェックを受けた後、契約監視委員会において、更に見直し・点検が行われた結果、問題となる指摘はなかった。 (業務実績「(2)「入札・契約の適正な実施の確保」P14参照)</p>
<p>・法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。当該法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>	<p>該当なし</p>
<p>・関連法人に対する出資、出えん、負担金等(以下「出資等」という。)について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>	<p>該当なし</p>
<p>・契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか(その後のフォローアップを含む。)また、「随意契約等の見直し計画」が計画どおり進んでいるか。</p>	<p>実績：○ ・平成22年度は、平成22年8月4日、12月22日に当法人の契約監視委員会が開催され、見直し・点検が行われた結果、問題となる指摘はなかった。また、随意契約見直し計画に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等の競争性の高い契約方式を実施した。</p>

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 自立支援のための取組 (1) 重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、施設利用者の地域への移行を積極的に推進し、施設利用者数について、独立行政法人移行時(平成15年10月)と比較して、3割縮減すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 自立支援のための取組 重度の知的障害者に対する先導的かつ総合的な支援の提供等を目的とする国立の施設であることを踏まえ、次の取組を行うことにより、重度かつ高齢の知的障害者の自立に向けたモデル的な支援の確立に努めるとともに、他の知的障害関係施設等に対し、これらの知的障害者に対する支援方法等のモデルを提供する。 (1) 地域移行に向けた取組 中期目標に基づき、より多くの地域移行の実現に向けて、地域移行の</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 自立支援のための取組</p> <p>(1) 地域移行に向けた取組 ① 施設利用者の地域移行のスピードアップ</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 自立支援のための取組</p> <p>(1) 地域移行に向けた取組 ① 施設利用者の地域移行のスピードアップ ○ 地域移行の実績</p>

取組を丁寧かつきめ細かく進める。

施設利用者の地域移行の取組について、引き続き丁寧かつきめ細かく進めるとともに、より多くの地域移行の実現に向けて、効率的かつ効果的に取組み、平成22年度中に15～20人程度の地域移行を目指す。

地域移行への取組は、これまでどおり丁寧かつきめ細かく計画的に進めた。平成22年度においても、地域移行の推進に向けて、具体的かつ重点的に取組むため、平成18年度に設置した役職員から構成される「地域移行スピードアップチーム」における検討を継続し、実効性のある事業等を企画し実行した。なお、スピードアップチームの会議は4回開催した。

- 平成22年度においては、22人が地域移行のために退所し、22年度の目標値を達成した。(独立行政法人となった平成15年10月以降の合計は111人。)  
地域移行については、26人の移行先が決定していたが、うち3人については死亡や疾病等で断念し、1人については家族の同意を得ていたが、待機中に家族が心変わりをし移行を拒否するところとなった。これにより結果的に22人となった。

<平成22年度地域移行者の状況>

性別	男 11人	女 11人
移行先都道府県	1都 14県	秋田県1人、宮城県1人、栃木県2人、群馬県3人、埼玉県1人、東京都1人、千葉県1人、神奈川県3人、岐阜県1人、静岡県1人、奈良県1人、兵庫県2人、広島県2人、愛媛県1人、福岡県1人、
年齢	平均59.8歳 (31歳～75歳)	
在籍年数	平均35年5カ月 (6ヶ月～39年7カ月)	

<地域移行の実績>

(単位：人)

第1期中期目標期間					第2期				合計	
15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	小計	20年度	21年度	22年度		小計
0	5	6	14	19	44	24	21	22	67	111

- なお、これにより、平成22年度末の施設利用者数については、342人となり、独立行政法人移行時(平成15年10月)と比較して、約3割1分の減となった。

・施設利用者数  
独立行政法人移行時 499人 → 342人(△157人)  
(※)上記の地域移行の実績と差があるが、死亡等を含むため。

- 本人・保護者の同意が得られ、現在関係自治体や事業所と調整中となっている者は、平成22年度末現在で、39人となっている。

<同意を得ている者の状況>

(平成23年3月31日現在)

区分	男	女	計
受入れ事業所決定(施設・自治体の入所調整による待機)	15	9	24
受入れ事業所決定(ケアホーム待機中、在宅)	4	0	4
受入れ事業所を探してる	7	4	11
計	26	13	39

<地域移行した者の障害程度区分の比較>

	第1期中期目標		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
非該当	0人	0.0%	0人	0.0%	2人	9.5%	0人	0.0%
区分1	1	2.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
区分2	3	6.8	0	0.0	1	4.8	1	4.5
区分3	9	20.5	6	25.0	2	9.5	1	4.5
区分4	10	22.7	9	37.5	3	14.3	5	22.7
区分5	11	25.0	5	20.8	9	42.9	10	45.6
区分6	10	22.7						
合計	44人	100.0%	24人	100.0%	21人	100.0%	22人	100.0%

評価の視点等	自己評価	S	評価項目	評 定	
<p>【評価項目6 施設利用者の地域移行のスピードアップ】</p> <p>[数値目標] ・重度知的障害者のモデル的支援を行うことにより、施設利用者の地域への移行を積極的に推進し、施設利用者数について、独立行政法人移行時（平成15年10月）と比較して、3割縮減すること。</p> <p>・施設利用者の地域移行の取組について、引き続き丁寧かつきめ細かく進めるとともに、より多くの地域移行の実現に向けて、効率的かつ効果的に取組み、平成21年度中に15～20人程度の地域移行を目指す。</p> <p>[評価の視点] ・施設利用者数について、独立行政法人移行時と比較して3割を縮減する目標に対する進捗状況はどうか。</p>		<p>・地域移行の実現に向けて、丁寧かつきめ細かい取り組みを継続しつつ、P17の業務の実績欄の②アに記載しているとおり、新しい効果的な手法を積極的に取り入れるなど、取り組み内容の充実を図った。</p> <p>また、年々重度・高齢化が進み、住まいだけでなく日中活動の確保が難しくなる中で、平成22年度の地域移行者のうち、障害程度区分「5.6」の割合は約68%を占め、平成20年度の約38%と比べて、重度者の割合が大幅に増加した。このような状況の中、年度目標15～20人を上回り、22人の地域移行を達成した。</p> <p>[数値目標] ・地域移行等により平成22年度末の利用者数は342人となり、独立行政法人移行時（平成15年10月）と比較して、約3割1分減となった。（業務成績「①施設利用者の地域移行のスピードアップ」P15～16参照）</p> <p>・平成22年度における地域移行者数は22人となり、数値目標である15～20人を平成20年度から引き続き上回った。（業務成績「①施設利用者の地域移行のスピードアップ」P15～16参照）</p> <p>[評価の視点] 実績：○ ・地域移行等により、平成22年度末の施設利用者は、342人となり、独立行政法人移行時（平成15年10月）と比較して、約3割1分減となった。</p> <p>また、平成22年度末において本人、保護者の同意が得られている者が39人おり、今後、他の保護者の同意の促進を図ることにより、第2期中期目標を達成する見通しである。（業務成績「①施設利用者の地域移行のスピードアップ」P15～16参照）</p>			
中期目標（第2期）	中期計画（第2期）	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績		
	<p>① 実施計画の作成と実践 厚生労働省、関係地方自治体及び事業所等の協力のもと、施設利用者一人ひとりについて、次により地域移行に取り組むこととする。</p> <p>ア 本人及び保護者等家族への説明と同意の確保</p> <p>イ 地域移行に向けた個別支援計画に基づく生活・日中活動に関する個別支援の提供や、地域生活体験の実施</p>	<p>② 地域移行の段階的支援（プロセス）の実践</p> <p>ア 本人及び保護者の同意を得るための取組 次の取組みを行うことにより、平成22年度中に25人程度の保護者の同意を得る。</p> <p>a 移行先を具体的かつ丁寧に説明することにより、具体的な地域生活のイメージを持たせ、安心感を与える。</p> <p>b 来園の機会が少ない等のために地域移行に関する説明を受けることが少ない家族に対して、家庭訪問を行うなど、理解と同意を求める取組を強化する。</p>	<p>② 地域移行の段階的支援（プロセス）の実践</p> <p>ア 本人及び保護者の同意を得るための取組</p> <p>○ 保護者総会や各寮毎に行われる保護者懇談会及び保護者の面会のための来園の機会を利用して、地域移行の取組みの状況等の説明を行った。</p> <p>地域移行に関する説明の際には、視覚で地域での生活を理解していただくため、既に地域移行した者の生活の様子を撮影した写真を編集したDVDを活用した。</p> <p>さらに、DVDを写真の編集から動画化したバージョンアップタイプとして、今年度新たに地域移行して5年経過した者の、現在の暮らしを紹介するDVD「地域移行あれから5年」を制作し、移行後の暮らしぶりについて理解と安心を得られるよう活用した。</p> <p>地域移行した者を紹介する「のぞみの園地域移行通信」を年間6回作成し、保護者全員に配布した。</p> <p>さらに、少しでも地域移行に関心を示した家族に対しては、出身地等の地域移行先の社会資源を紹介し、周辺の福祉環境が大きく改善されていることの理解を求めた。</p> <p>○ 平成22年4月、生活支援部寮長会にて、今年度も昨年引き続き、来園機会が少ない等のため地域移行に関する説明を受けることが少ない家族等に対する取組みについて周知した。</p>		

- c 地域移行に向けた具体的な個別支援計画を作成する。
- d 移行前に地域生活体験ホームにおいて地域生活体験を経験させることにより、不安感を解消する。
- e 保護者を対象とした地域移行に関する意向調査を実施する。

この取組みは、面会等の来園することが難しい家族に対して、家庭訪問等を行い、地域移行についての説明を行うものである。  
平成22年度は、生活支援部と地域支援部等との連携強化を図り、生活寮と家族等の連絡状況を基に、39家族を対象として家庭訪問等の取組みを行った。

- この結果、平成22年度においては、33人の保護者から新たに地域移行の同意を得ることができ、目標値を達成した。

<平成22年度保護者懇談会実施状況>

	実施寮	参加家族	出席者数
第1課	9	111	167
第2課	8	90	141
地域生活体験ホーム	1	7	11
計	18	208	319

<来園機会が少ない39家族等への取組み結果>

対象	連絡済	連絡不通	死亡	訪問済	訪問調整中	来園済	来園調整中	来園訪問困難	移行同意	うち地域移行者
39	38	1	0	6	1	8	4	19	8	3

<地域移行の同意を得られた推移>

	新たな同意者数	累計	うち地域移行者数
平成15～19年度	66人	66人	44人
平成20年度	29人 (25人)	95人 (91人)	24人
平成21年度	32人 (30人)	127人 (121人)	21人
平成22年度	33人 (30人)	160人 (151人)	22人
計		160人 (151人)	111人

( ) 数字は、疾病や死亡等で地域移行を断念したものを除いた数

- 施設利用者の個別支援計画  
施設利用者の個別支援計画等（施設入所支援・日中活動支援）の作成にあたって、地域生活への移行に向けて、洗濯・買い物等のIADL（手段的日常生活動作）が可能となるよう必要な支援内容を確認し、支援計画を作成した。
- 宿泊体験、地域生活体験等の実施  
地域生活への移行が円滑に行えるよう、施設利用者の状況に応じて地域生活体験ホームにおける宿泊体験を実施した。  
具体的な地域移行の準備の第1段階として、設備・職員体制の整った地域生活体験ホームにおいて短期間又は中期間の宿泊体験を実施し、第2・第3段階では地域生活体験ホームを長期間利用するなど段階的に実施した。  
また、重介護や医療的配慮を必要とする生活寮の施設利用者についても、受入れ体制の整った地域生活体験ホームにおいて、宿泊体験を実施した。

<平成22年度は次の3段階で実施>

	種別	場所	場所	勤務体制
第1段階	宿泊体験	地域生活体験ホーム「くるん」	施設外法人所有	夜勤体制
第2段階	地域生活体験	地域生活体験ホーム「あおぞら」	施設内職員宿舎	宿直体制
第3段階	地域生活体験	地域生活体験ホーム「ひじり」	施設外一般住宅	宿直体制

(※1) 宿泊体験

地域生活体験ホーム「くるん」(バリアーフリー)において、施設利用者の状況に合わせて短期(1～2泊)、中期(1週間以上1カ月未満)の宿泊体験を行った。  
また、身体介護が必要な者について、地域生活を体験するために必要な支援体制を検証することを目的に、当該体験ホームにおいて、重介護型の宿泊体験も実施した。

<平成22年度宿泊体験の実施状況>

体験方法	実人数	延べ人数	延べ日数
一般的宿泊体験	27人	42人	209日
重介護型宿泊体験	8人	10人	22日
計	35人	52人	231日

(※2) 地域生活体験

施設利用者に対して、地域での生活に近い生活環境での地域生活体験を実施した。  
 地域生活体験ホーム「あおぞら」 9人  
 「ひじり」 4人  
 「くるん」 3人  
 年度末実人員 16人（年間実人数19人）

(※)「くるん」では、車いすを利用し、食事、排泄等常時身体介護を必要とする者及び福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した者も利用している。

○ 具体的に地域移行を予定する者に対しては、移行先の事業所の見学や現地での宿泊体験を実施した。

	平成21年度				平成22年度			
実施体験	19人				36人			
予定先	1都10県				1道1都16県			
見学	1回	2回	3回	4回	1回	2回	3回	4回
	9人	1人	2人	1人	24人	5人	—	2人
宿泊体験	1回		2回		1回		2回	
	11人		4人		10人		2人	

<平成22年度地域移行した22人への取り組み状況>

利用者	見学回数	宿泊体験	利用者	見学回数	宿泊体験
1(女)	1	—	12(男)	1	—
2(女)	2	1回(4日)	13(男)	—	1回(2日)
3(女)	1	1回(8日)	14(男)	—	—
4(男)	—	1回(8日)	15(女)	2	1回(10日)
5(男)	—	1回(2日)	16(男)	1	2回(16日)
6(女)	2	—	17(女)	—	—
7(男)	1	2回(12日)	18(男)	—	—
8(女)	1	—	19(女)	1	1回(3日)
9(女)	—	—	20(男)	1	—
10(男)	—	1回(2日)	21(女)	1	—
11(男)	—	1回(8日)	22(女)	4	—

\* 事業所見学については、必ず地域移行課職員による事前調査を行っている。  
 保護者については、原則として事前見学を行うこととしており、また、宿泊体験時にも見学し、本人の生活の様子を確認を実施している。

○ 保護者の地域移行に対するアンケート調査  
 6月に保護者を対象とした地域移行に関わるアンケート調査を実施した。前回(平成18年度)に比較して保護者の地域移行に関する理解は地域移行した111人を対象外とした中でも深まっていることがわかった。  
 一方で我が子の問題としては依然考えていない保護者が多かった。

・地域移行の考え方について (%)

	平成15年度	平成18年度	平成22年度
大切なことだ	12.2	8.4	8.2
やむを得ないことだ	36.3	46.8	52.4
よくわからない	15.8	26.5	26.8
やるべきではない	31.1	12.5	10.4
無回答	4.6	5.8	2.2

・地域移行することについて考えたことがあるか (%)

	平成15年度	平成18年度	平成22年度
ある	8.8	7.8	17.1
ない	87.0	68.5	77.3
よくわからない	2.3	21.7	4.8
無回答	1.8	1.9	0.7

評価の視点等	自己評価	S	評価項目	評 定
<p>【評価項目7 本人及び保護者の同意を得るための取組】</p> <p>[数値目標] ・平成21年度中に25人程度の保護者の同意を得る。</p> <p>[評価の視点] ・施設利用者の地域移行に向けて、施設利用者本人及び保護者等に対して、どのように取り組んでいるか。 ① 施設利用者及び保護者等への説明と同意の確保に関して、どのように取り組んでいるか。 ② 施設利用者に対する生活・日中活動支援や、地域生活体験の実施状況はどうか。</p>	<p>・各生活寮での保護者懇談会や、保護者の面会のための来園の機会を利用して、地域移行に関する説明を行った。特に地域移行先の社会資源等を紹介し、地域移行の具体的なイメージ作りに努めた。また、保護者全員に対し、「地域移行通信」を年6回定期的に配布し、地域移行の状況に触れる機会を増やした。さらに、地域生活体験ホームでの宿泊体験や移行予定先の見学・体験利用等で地域生活での自信と安心感を抱いていただいた。これにより、過去最大の33人の保護者から新たに同意を得るなど、目標を大きく上回ることができた。</p>	<p>[数値目標] ・平成22年度は、目標を大きく上回る33人の保護者から新たに地域移行の同意を得ることができた。 (業務実績「②地域移行の段階的なプロセスの実践」P17～18参照)</p> <p>[評価の視点] 実績：○ &lt;①について&gt; ・各生活寮での保護者懇談会や、保護者の面会のための来園の機会を利用して、地域移行に関する説明を行った。特に地域移行先の社会資源等を紹介し、地域移行の具体的なイメージづくりに努めた。更に、保護者全員に対し、「地域移行通信」を年6回定期的に配布し、地域移行の状況に触れる機会を増やした。 また、地域で生活を始めて5年間を経過した方の暮らしぶりを紹介するDVDを作成し、生き甲斐のある生活を過ごしている様子を見ていただくことで、地域生活が順調に進められていることの理解が得られた。  ・昨年に引き続き、来園機会の少ない保護者39人を対象に面会の依頼や家庭訪問等を行い、利用者の近況を伝えると共に、出身地等の社会資源のサービスの向上状況を伝えるなど、地域移行の理解を求める取組みを積極的に行った。  &lt;②について&gt; ・地域生活への移行が円滑に行えるよう、施設利用者の状況に応じて地域生活体験ホームにおける宿泊体験を実施した。 第1段階として、設備・職員体制の整った地域生活体験ホームにおいて短期間又は中期間の宿泊体験を実施し、その後、第2・第3段階と施設内外の地域生活体験ホームを長期間利用するなど段階的に実施した。さらに、重介護や医療的配慮を必要とする利用者8人に対して、宿泊体験を行うことにより、本人の自信に繋がるよう努めた。 (業務実績「②地域移行の段階的なプロセスの実践」P17～18参照)</p>		
中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績	
	<p>ウ 厚生労働省、関係地方自治体、事業所等の協力による移行先の確保</p> <p>エ 移行後の生活について、移行先の協力により本人、保護者が安心・信頼できる環境を整備</p>	<p>イ 地域移行の環境整備に向けた移行先の確保 出身都道府県・市町村や地域のキーパーソンからの紹介等を受け移行先事業所を開拓する。 平成22年度においては、北海道、東京都、埼玉県、栃木県、静岡県、島根県、徳島県、鹿児島県および静岡市に対して、重点的に地域移行への協力を依頼する。</p>	<p>イ 移行先の確保 (ア) 国・地方自治体への協力要請 【平成22年度の実績】 平成22年度の重点都道府県として、1都1道6県1市(東京都、北海道、埼玉県、栃木県、静岡県、島根県、徳島県、鹿児島県、さいたま市)に対して重点的に協力を要請した。  ○ 全国障害保健福祉関係主管課長会議(平成22年3月4日開催) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部から、国立のぞみの園の地域移行の取組への理解と協力を要請した。 同日、対象となる1都1道6県1市に対して個別に移行先の確保について協力を要請した。</p>	

<結果>

対象利用者数	重点対象者数	地域移行者数		移行先決定 (待機)
		ケアホーム	施設	
162人	17人	4人	0人	9人

- 地域移行を予定している施設利用者の出身都道府県、市区町村に対して、随時・個別に地域移行に向けた具体的な調整を行った。

<協力要請の状況>

都道府県	1都1道10県	47回
市区町村	32市7区3町2村	243回
計		290回

【平成23年度に向けての取組】

平成23年度の重点都道府県として、1都4県1市（東京都、埼玉県、神奈川県、静岡県、島根県、さいたま市）に対して重点的に協力を要請する。

- 全国障害保健福祉関係主管課長会議（平成23年2月22日開催）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部から、国立のぞみの園の地域移行の取組への理解と協力を要請した。  
同日、対象となる1都4県1市に対して個別に移行先の確保について協力を要請した。

(イ) 地域のキーパーソンとなる福祉関係者からの紹介で、14都道府県26事業所が新たな協力事業所として確保することができた。  
栃木県では障害福祉施設関係団体研修会で地域移行事業の説明を行った。

(ウ) 地域移行の受け皿としてのケアホームの定員増

- 群馬県出身者等を対象として、「おおいし」、「やちよ」、「さくら」の3か所のケアホームを運営していたが、「おおいし」については、定員を7人から8人としたことで、新たに群馬県出身者1人の地域移行の受け皿を確保することができた。

ケアホーム	定員	現員	男	女	平均障害程度区分
おおいし	8	8	2	6	4.6
やちよ	5	5	2	3	4.2
さくら	4	4	2	2	5.0
計	17	17	6	11	4.6

- なお、ケアホームに入居した重度高齢者の日中活動については、ケアホームの近隣に平成21年度に設置した生活介護事業所「さんぼみち」を活用している。また、移動支援、行動援護、介護保険の通所介護を活用し活動の範囲拡大も図った。

ウ 移行者に対する地域生活の定着支援

a 移行前の健康診断を実施する。

b 移行先事業所と連携して地域生活の定着を図るためのフォローアップを徹底して行うほか、高崎市に所在するケアホーム等への移行者に対しては、地域相談支援センターによる支援を行う。

ウ 移行者に対する地域生活定着支援

(ア) 移行前の健康診断の実施

移行前の健康診断を診療所において実施した。併せて、移行先においても継続した医療支援が必要な場合に備えて、すべての移行者に診療情報提供書を交付した。これについては、利用者の高齢化により、医療情報が安心した地域での生活に不可欠であることから、地域移行3ヶ月前からのカンファレンスの段階から準備し、的確に支援が引き継げるよう取り組んだ。

(イ) 地域移行者のフォローアップ

- 地域移行者のフォローアップとして、地域移行した者を対象として、①移行先事業所等へ訪問し、本人と面接、②電話等の連絡により、生活の状況を確認した。

- 今後の地域移行を進めるための参考とするため、移行先事業所等と本人を対象としたアンケート調査を実施した。(17事業所等、20人) また、移行後5年間経過した人、病気で状況が変わった人、住所が変わった人についても再びアンケートを実施した。(14事業所、14人)

	<p>② 地域移行モデルの情報提供 これまで蓄積された地域移行の実績等を踏まえ、他の知的障害関係施設等に対して、重度かつ高齢の知的障害者の地域移行に向けた支援モデルの情報提供を行う。</p>	<p>③ 地域移行モデルの作成 本人及び保護者に対する同意を得る取組や、行政・事業所等との調整など、地域移行にきめ細かく丁寧に対応した事例を取りまとめ、地域移行を進める上で重要な関係者の協力・調整に対する取組・心構えに関する指針を作成する。</p>	<p>&lt;フォローアップの状況&gt;</p> <table border="1"> <tr><td>地域移行した者（退所者数）</td><td>90人</td></tr> <tr><td>移行自治体数（都道府県）</td><td>32</td></tr> <tr><td>男女別</td><td>男50 女40</td></tr> </table> <p>※ フォローアップ対象者数は地域移行者111人のうち、平成21年度までに死亡した3人、のぞみの園運営ケアホーム入居者15人、平成23年3月31日退所者3人は除く90人とする。</p> <table border="1"> <tr><td>回数</td><td>人数</td></tr> <tr><td>2～4</td><td>2</td></tr> <tr><td>5～9</td><td>4</td></tr> <tr><td>10～</td><td>84</td></tr> <tr><td>計</td><td>90人</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>方法</td><td>延べ回数（延べ人数）</td></tr> <tr><td>来所</td><td>0回（0人）</td></tr> <tr><td>訪問</td><td>116（53人）</td></tr> <tr><td>手紙</td><td>1（1人）</td></tr> <tr><td>電話</td><td>774（90人）</td></tr> <tr><td>計</td><td>891回（144人）</td></tr> </table> <p>③ 地域移行モデルの作成 平成23年3月、本人及び保護者に対する同意を得る取組や、行政・事業所等との調整及び、事例を取りまとめた重度・高齢知的障害者の地域移行プロセスへの支援指針「地域移行を推進するための職員ハンドブック」を作成し、頒布を始めた。</p>	地域移行した者（退所者数）	90人	移行自治体数（都道府県）	32	男女別	男50 女40	回数	人数	2～4	2	5～9	4	10～	84	計	90人	方法	延べ回数（延べ人数）	来所	0回（0人）	訪問	116（53人）	手紙	1（1人）	電話	774（90人）	計	891回（144人）
地域移行した者（退所者数）	90人																														
移行自治体数（都道府県）	32																														
男女別	男50 女40																														
回数	人数																														
2～4	2																														
5～9	4																														
10～	84																														
計	90人																														
方法	延べ回数（延べ人数）																														
来所	0回（0人）																														
訪問	116（53人）																														
手紙	1（1人）																														
電話	774（90人）																														
計	891回（144人）																														

<p>評価の視点等</p>	<p>自己評価</p>	<p>S</p>	<p>評価項目</p>	<p>評定</p>
<p>【評価項目8 移行先の確保、移行者に対する地域生活の定着支援】</p> <hr/> <p>[評価の視点] ・施設利用者の地域移行の実現のため、地域移行先の自治体や施設・事業所等との協力・調整について、どのように取り組んでいるか。 ① 地域移行先を確保するための取組はどのように行っているか。 ② 移行後の生活について、移行先の協力を得て、本人及び保護者等が安心・信頼できる環境を整備しているか。</p>		<p>・地域移行先を確保するため、平成22年度については重点都道府県として1都1道6県1市の自治体に協力要請を行い、移行先の事業所を開拓した結果、4人の地域移行が実現した。 また、各地域のキーパーソンとなる福祉関係者からの紹介で26カ所の協力事業所が得られ、計画以上の成果を上げた。 ケアホームの重度・高齢な入居者の生き甲斐のある日中活動の場を確保するため、ケアホームの近隣に平成21年度に立ち上げた生活介護事業所の毎日の支援メニューを拡大することで、地域生活定着支援に積極的に取り組んだ。 また、地域移行者へのフォローアップを行う一方、事業所・本人へのアンケートを実施して、個々の支援に対する協力体制を強化した。</p> <hr/> <p>[評価の視点] 実績：○ &lt;①について&gt; ・厚生労働省や関係団体が開催する全国規模の会議において、地域移行に関する資料等を提供し、協力を求める要請を行った。また、全国会議の際に実施した個別説明会においては、平成22年度に特に重点的に調整等を行う自治体として、東京都ほか1道6県1市の担当者と直接協議を行った。 平成23年3月、本人及び保護者に対する同意を得る取組や、行政・事業所等との調整などの事例を取りまとめた重度・高齢知的障害者の地域移行プロセスへの支援指針「地域移行を推進するための職員ハンドブック」を作成した。今後頒布することで、のぞみの園の地域移行の方針等を都道府県や関係事業所の理解の一助として、今後の協力・調整をさらに進めることができる。 (業務実績「イ移行先の確保」P20～21参照)</p>		

	<p>&lt;②について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の受入先となる関係自治体や施設・事業所と連携を密にして、地域移行を予定する者に最も適した個別支援計画を作成した。例えば、のぞみの園が運営するケアホームでは、近隣の生活介護事業所の利用の他に、介護保険を活用したディサービスの利用、地域での障害福祉サービスの移動支援・行動援護等を利用して、地域生活での充実を図った。また、地域移行後のフォローアップとして、地域移行した者の移行後の様子の聞き取りや本人からの相談等、地域移行後のアフターケアに努めた。</li> <li>・利用者の高齢化により、医療情報は安心した地域での生活に不可欠であり、地域移行3ヶ月前からのカンファレンスの段階から準備的確実に支援が引き継げるよう取り組んだ。 (業務実績「ウ移行者に対する地域生活の定着支援」P21～22参照)</li> </ul>	
--	--	--

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績											
<p>(2) 重度知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うことにより、サービスモデル等を構築し、他の知的障害関係施設等への普及に取り組むこと。</p>	<p>(2) 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の自立した生活が可能となるようなサービスモデル等を構築するとともに、他の知的障害関係施設等に対して情報提供を行う。</p>	<p>(2) 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援</p> <p>① 福祉と医療の連携によるサービス提供 行動障害および高齢者や医療的配慮を有するなど著しく支援が困難な者に対して、自立した生活が可能となるよう、診療所機能を有効に活用し福祉と医療の連携による効果的なサービスを提供する。 なお、実施にあたっては、外部から行動障害等の専門家を平成21年度から引き続き招へいし、専門的な指導・助言を受ける。</p> <p>② 効果的・段階的な支援の提供 自閉症や行動障害を有する者の地域生活を想定した効果的かつ段階的な支援を図るため空き部屋等施設内外での生活体験を検討する。</p> <p>③ 新規受入の継続 平成20年度から開始した行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の有期限の受入れを継続し、施設入所支援、自立訓練等の日中活動支援を提供する。</p> <p>④ 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者に対して、再犯を防止し地域での自立生活に向けて、有期限の受入を継続し、自立に向けた支援を提供する。 また、これらの実践等を通じて、矯正施設退所後の受皿となる福祉施設における効果的な支援を行うための職員研修プログラムの開発および受入れ体制の検討を行う。</p>	<p>(2) 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援</p> <p>① 福祉と医療の連携によるサービス 自閉症及び行動障害に関して高い知見と経験を有する自立支援の専門家を「参事」(謝金対応)として平成21年度に引き続き委嘱し、特別支援グループを中心に支援技術の指導及び助言を受けた。 また、平成22年5月から平成23年3月までの間、職員6人を選抜して「自閉症支援者育成プロジェクトチームⅡ」を設置し、参事の指導の下で自閉症や行動障害への適切な支援が提供できる職員の育成を図った。 なお、支援に当たっては、診療所の精神科医、臨床心理士等と連携して、自閉症、行動障害、言語発達等の心理調査を行うなど、効果的なサービス提供に努めた。 他方、今年度については、これまでの、特別支援グループにおける取り組みを取りまとめ、自閉症等への実践的な事例集を刊行することとして準備を進めた。</p> <p>② 効果的・段階的な支援の提供 自閉症や行動障害を有する者の地域生活を検証するため、自閉症等を有する者を対象として、施設での生活から、地元地域に密着している生活体験ホームを活用して、1泊2日からの短期宿泊体験を進めるとともに、6か月から1年の長期宿泊体験へと段階的な支援プログラムの提供を行った。</p> <p>③ 新規受入の継続 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者の受入れについては、20年度の2人に引き続き、21年度は3人、22年度には4人とこれまでに延べ9人を受け入れた。 これらの対象者に対して、社会生活への適応と速やかな地域生活への移行を図るため、計画的かつ効果的に施設入所支援、就労移行支援を提供し、22年度には、2人が地域生活へ移行した。因みに、現在まで延べ5人が地域での暮らしを送っている。</p> <p>④ 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援 ア 担当職員の養成と研修 ○ 平成22年4月1日から、「矯正施設等を退所した知的障害者支援プロジェクトチーム」を設け、9人を他の職と兼ねて命じた。 併せて、犯罪に関わった知的障害者への支援に経験を有する専門家を参事(社会生活担当)として委嘱し、同参事の指導の下、同プロジェクトチームの支援技術向上のための研究・検討を行った。 ・スタッフ会議 12回開催 ・研究会議 11回開催 ・支援会議 12回開催</p> <p>※ 刑務所等での知的障害者の状況を調査するため、次の施設を視察した。</p> <table border="1" data-bbox="1685 1801 2745 1915"> <tr> <td>刑務所</td> <td>喜連川社会復帰促進センター(栃木県さくら市)</td> <td>H22.10.14</td> </tr> <tr> <td>児童自立支援施設</td> <td>国立きぬ川学院(栃木県さくら市)</td> <td>H22.10.14</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">先駆的受入施設</td> <td>大阪府立砂川厚生センター(大阪府泉南市)</td> <td>H22.6.17</td> </tr> <tr> <td>知的障害者更生施設「かりいほ」(栃木県大田原市)</td> <td>H22.7.22</td> </tr> </table>	刑務所	喜連川社会復帰促進センター(栃木県さくら市)	H22.10.14	児童自立支援施設	国立きぬ川学院(栃木県さくら市)	H22.10.14	先駆的受入施設	大阪府立砂川厚生センター(大阪府泉南市)	H22.6.17	知的障害者更生施設「かりいほ」(栃木県大田原市)	H22.7.22
刑務所	喜連川社会復帰促進センター(栃木県さくら市)	H22.10.14												
児童自立支援施設	国立きぬ川学院(栃木県さくら市)	H22.10.14												
先駆的受入施設	大阪府立砂川厚生センター(大阪府泉南市)	H22.6.17												
	知的障害者更生施設「かりいほ」(栃木県大田原市)	H22.7.22												

- 法人職員及び外部職員を対象として、効果的な支援を行うために必要と考えられる知識技術取得のための参事（社会生活担当）を講師とする連続オープンセミナーを開催した。テーマ「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者等の地域生活移行支援」開催・参加者 年間11回（1回150分）延べ423人参加（うち外部職員129人）
- 他団体主催の3回の研修会に職員を参加させた。

イ 受け入れと支援の実践

(ア) 入所の決定と合同支援会議

平成20年度2人、平成21年度3人、平成22年度4人の受け入れを行う。  
平成22年5月に設置された群馬県地域生活定着支援センターの依頼に基づき、矯正施設（刑務所・少年院）から受け入れるため、本人に対する面接・調査を行った結果対象者は矯正施設を退所後の帰住先がなく、また、ほとんどの者が福祉の支援を受けておらず、所持金もわずかな状況であり、今後福祉の支援に繋げることにより、地域での生活が可能と判断されたため、入所を決定した。  
これと並行して、地域生活定着支援センターが主催する合同支援会議に参加し、矯正施設・保護観察所・援護の実施者（市町村）との協議の上、本人（矯正施設入所中）の同意のもと必要な福祉サービスの受給手続きと地域生活移行を目標とした当面の個別支援計画を作成した。

(イ) 支援の実践

- 施設内の生活の場を段階的に設定し、地域生活移行の準備を行った。  
第1段階（生活寮） 本人の性格の把握、信頼関係の構築  
第2段階（施設内地域生活体験ホーム） 自立心の高揚と自分の時間の過ごし方  
第3段階（施設外地域生活体験ホーム） 地域住民との交流、地域の中での生活
- 平成23年1月から、矯正施設等を退所した知的障害者への地域生活に向けての専門的な支援を提供するために、「自活訓練ホーム」（定員7人）を試行的に開設した。  
支援に当たっては基本方針となる「基本方針（職員向け）」「ガイドブック（利用者向け）」を作成・精査し支援方法の確立を目指している。
- 就労を目指し、日中活動として就労移行支援事業に所属した。  
第1段階 体力強化・職業適性検査・就労意欲の高揚  
第2段階 職場見学・実習  
第3段階 トライアル雇用

〈支援実績〉

(性別)	障害程度区分	罪名	出身地	退所矯正施設	移行後の生活			
					入所期間	場所	生活の場	就労等
A (男)	非該当	性犯罪	県外	県外少年院	10ヵ月	県外	通勤寮	一般就労
B (男)	非該当	窃盗 (累犯)	県外	県外刑務所	11ヵ月	県内	アパート	一般就労
C (男) *	4	窃盗 (累犯)	県内	県内刑務所	23ヵ月	県内	通勤寮	作業所
D (男)	2	窃盗 (累犯)	県外	県内刑務所	7ヵ月	県外	C・H	就労継続B
E (男)	3	窃盗 (累犯)	県外	県内刑務所	11ヵ月	県外	C・H	就労継続B
F (男)	3	窃盗 (累犯)	県内	県内刑務所		県内	C・H (予定)	就労継続B (予定)
G (男)	2	窃盗 (累犯)	県外	県内刑務所	7ヵ月	県外	在宅	定職には就 いていない
H (男)	2	窃盗 (累犯)	県内	県内刑務所		県内	C・H (予定)	一般就労 (予定)
I (男)	2	窃盗 (累犯)	県外	県外少年院		県外	C・H (予定)	一般就労 (予定)

※ Cは、平成23年度退所

○施設入所中の支援体制作り

入所後本人の性格確認等が行われた後、のぞみの園退所後の地域生活を想定した支援会

		<p>(3) 高齢知的障害者への自立支援の取り組み</p> <p>① 入所利用者の高齢化に対応した生活環境や身体状況に相応した日中活動の有り様などを検討し、自立に向けた効果的な支援方法について、検討を行う。        なお、検討にあたっては、外部の専門家を招聘し、専門的な指導・助言を受ける。</p> <p>② 認知症と疑われる高齢知的障害者への適切な支援のあり様を検討する。</p> <p>(4) 効率的・効果的支援を提供するための実施体制の検討        日中活動支援の充実        提供する日中活動について、個々の障害の特性、能力等に応じて効果的なサービス内容とするため、日中活動のメニューの充実を図る。</p>	<p>議を市町村・地域相談支援センター・保護観察所・地域生活定着支援センター・移行後の支援事業所と共に開催し、支援内容と生活環境調整を行った。(延べ4回開催)</p> <p>(ウ) 地域移行後の支援会議の開催と参加</p> <p>○ のぞみの園を退所して、単独でアパートで地域生活を始めた人に対して、支援チームを編成し、(市町村・社会福祉協議会・地域生活定着支援センター・障害者就業・生活支援センター・ハローワーク・雇用主及び本人)定期的に支援会議を開催し、支援内容を協議し、実行している。(平成22年度3回開催)</p> <p>○ 出身県に戻り地域生活を送っている人に対しても、当該援護の実施者(市町村)・事業所・地域生活定着支援センターが主催する支援会議に参加して、支援内容を検討し地域生活の定着を目指している。(平成22年度3回参加)</p> <p>ウ 矯正施設を退所した後の受皿となる福祉施設等における効果的な支援プログラムの開発        (ア) 平成22年度障害保健福祉事業(障害者自立支援調査研究プロジェクト)として、先駆的受入れ事業所、関係団体等から委員として、法務省、厚生労働省からオブザーバーとして参加する研究検討委員会を開催し、福祉施設等で指導的な立場にある職員への研修プログラムの開発を行い、報告書を取りまとめた。        (研究検討委員会 4回開催)</p> <p>(イ) 検討結果を基に研修の試行的実施と事業の普及を目的とするセミナーを開催し、全国から法務・福祉関係者が出席した。        ・国立のぞみの園福祉セミナー2011        平成23年2月23日～24日(高崎市) 出席者約300人        (一般公募受講者258人)</p> <p>(3) 高齢知的障害者への自立支援の取り組み</p> <p>① 入所利用者への高齢化については、高齢者支援グループを中心として対応しているところであり、その支援方法の検討に際しては、高齢者支援のあり様や介護技術の向上等の視点から、県内外の特別養護老人ホームでの実務研修を実施し、支援者の育成を図っている。        なお、支援の実際場面においては、高齢者支援に関して高い知見と経験を有する専門家(指導助言者)を、平成21年度に引き続き招聘し、高齢者支援グループを中心に、支援者の姿勢や環境、支援技術等に関する指導及び助言を受けている。        また、平成22年6月から平成23年2月までの間、助言指導者を講師として、隔月で「高齢者支援セミナー」を開催し、延べ234人が受講して高齢知的障害者への適切な支援についての研鑽を図った。</p> <p>② 「重度高齢知的障害者の認知症ケア研究チーム」を設置し、認知症を発症した2人の重度知的障害者を対象として、認知症罹患前後の行動の変化とその支援方法の変更について明らかにすることを目的として記録の分析を行った。        なお、これらの取り組みについては、平成23年2月に開催された群馬県知的障害者福祉協会主催による研究発表会にて、「認知症がある知的障害者への支援」と題して発表を行っている。</p> <p>(4) 効率的・効果的支援を提供するための実施体制の検討        高齢化等による機能低下により、日中活動への取り組みに困難を来している利用者を対象に、身体機能の維持を図るプログラムの開発を目的として、平成22年5月に、生活支援員、理学療法士等による「介護予防プロジェクトチーム」を設置し、指導者の身振りや音楽に合わせて身体各部を順に動かし、機能維持を図るメニューの開発を行った。        また、地域の知的障害者の就労の機会や生産活動の機会の提供として、平成22年10月1日に就労継続支援B型事業(定員20人)を新設した。        就労移行支援事業では、実習先や職場体験の場の確保に努め、平成22年度内においては2人を一般就労させることが出来た。</p>
--	--	--	--

評価の視点等	自己評価	S	評価項目	評 定	
【評価項目9 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援】					<p>・自閉症及び行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援については、今年度も引き続き専門家を招聘し、指導・助言を受けて、特別支援グループ各寮において適切な支援を継続した。        また、高齢者支援についても、専門家の助言・指導を引き続き得て、支</p>

	<p>援技術等の向上を図るとともに、特別養護老人ホームへの実務研修を実施するなど、痴呆症や高齢者支援の有り様の検討を進めた。</p> <p>一方、平成20年度から取り組んでいる「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援事業」の実施体制としてプロジェクトチームを設け、社会生活担当参事の指導を受け、支援技術等の向上に向けて取り組んだ。その結果、対象者は平成22年度中に9人になり、そのうちの5人が地域生活に移行するなど、当初、入所後2年以内の地域移行を想定した中で概ね半分の期間で実現するなど順調に推移した。また、平成23年1月より「自活訓練ホーム」を開設し地域生活での自立に向けた支援を提供した。</p>	
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度・高齢の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援のあり方を検討し、能力・障害の状況等に合わせた効果的な施設入所支援、日中活動支援の提供を行っているか。</li> </ul>	<p>[評価の視点]</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用者の状態に合わせた施設入所支援を提供することを目的に、高齢化等による疾病や身体状況等個々利用者のニーズに応じた支援体制や日中活動の提供を図った。</li> <li>・なお、高齢化等に対応する取り組みとして、高齢者支援グループを中心に支援を提供しているところであり、支援の有り様の検討に際しては、県内外の特別養護老人ホームへの実務研修を実施し支援者の育成を図っている。</li> <li>・なお、支援にあたっては、高齢者支援に経験と知見を有する専門家を平成21年度に引き続き招聘し、支援の実現場面において指導や助言を受けた。</li> </ul> <p>(業務実績「(3) 高齢知的障害者への自立支援の取り組み」(4) 効率的・効果的支援を提供するための実施体制の検討P25参照)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援に関して、どのように取り組んでいるか。</li> </ul>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自閉症及び行動障害等を有する者に対して、生活支援部特別支援グループにおいて支援を行った。</li> <li>・なお、平成22年度も自閉症等に関して高い知見と経験を有する自立支援の専門家を昨年に引き続き委嘱して、支援技術等の指導及び助言を受けるとともに、「自閉症支援者育成プロジェクトⅡ」を設置し、自閉症や行動障害への適切な支援が提供できる職員の育成を図った。</li> <li>・他方、これまでの特別支援グループの取り組みを事例集として刊行することを目的として、これまでの自閉症等への支援経過の取り纏めを行った。</li> <li>・平成22年度は、犯罪に関わった知的障害者への支援に経験を有する専門家に参事を委嘱し、法人内外の職員を対象とした連続オープンセミナーの開催と本法人内のプロジェクトチームとの支援技術向上に向けての研究・検討を行った。</li> </ul> <p>(業務実績「(2) 行動障害を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援」P23～25参照)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の知的障害関係施設等の参考となるよう、重度の知的障害者に対する地域移行を図るための支援モデルや、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対するサービスモデルの構築に向けて、どのように取り組んでいるか。また、他の知的障害関係施設等への情報提供については、どのように取り組んでいるか。</li> </ul>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・のぞみの園における重度・高齢知的障害者の地域移行の実践を取り纏め、重度・高齢知的障害者の地域移行を推進するための職員ハンドブックを作成・発行した。</li> <li>・矯正施設等を退所した知的障害者の地域移行に関して、障害福祉施設、救護施設、グループホーム・ケアホーム、地域生活支援センター、更生保護施設向けの支援プログラムをまとめ、それぞれ作成・発行した。</li> <li>・自閉症や認知症等を理由とした著しく支援が困難な者の実践事例を検討し、調査・研究の成果と照らし合わせ、新たなハンドブック作成に向けての準備を行った。</li> </ul> <p>(業務実績「(2) 行動障害を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援」P23～25参照)</p>	

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
<p>2 調査・研究  (1) 重度知的障害者の地域移行、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の支援方法等について、各年度において具体的なテーマ等を設定し調査・研究を行うこと。  なお、テーマ等の設定に当たっては、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであって、かつ、その成果が知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなるよう努めること。  また、調査・研究の内容に応じて、関係機関等と連携・協力により実施すること。</p>	<p>2 調査・研究  (1) 調査・研究のテーマ等の設定  調査・研究のテーマ等の設定に当たっては、重度知的障害者の地域移行プロセスの確立に関すること、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の支援方法等に関すること、及び知的障害者の健康管理、医療と福祉の連携に関すること等、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものとなるようにし、その成果が知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなるように、各年度ごとに厚生労働省の意見等を踏まえて設定する。</p>	<p>2 調査・研究  (1) 調査・研究のテーマ</p> <p>① 行動援護従事者養成研修プログラムの全国的な普及と行動援護サービスの標準化に関する調査・研究</p> <p>② 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域生活移行のための効果的な職員研修プログラム開発に関する調査・研究</p> <p>③ 重度・高齢の知的障害者に対する地域移行のプロセスの確立に関する調査・研究(5年計画の3年次目)</p> <p>④ 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する効果的な支援に関する調査・研究(3年計画の2年次目)</p> <p>⑤ 社会福祉士実習プログラム開発に関する研究</p> <p>⑥ 海外における知的障害者入所施設からの地域生活移行の現状と課題に関する研究</p>	<p>2 調査・研究  (1) 調査・研究のテーマ  知的障害者の地域移行や行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の支援方法、健康管理・医療と福祉との連携等に関する調査・研究テーマを計画・実施した。なお、今年度は、移動支援事業に関して国に代わり全国の自治体の実態調査を行い、厚生労働省・総合福祉部会の訪問部会系の資料として活用された。また、新たに海外の文献研究として、知的障害者入所施設から地域生活へ移行した際の効果についてまとめ、最近注目されはじめた高齢知的障害者の認知症の実態とそのアセスメントや支援方法について全国の入所施設の協力により新たに行う等、12の研究テーマを実施した。</p> <p>① 行動援護従事者養成研修プログラムの全国的な普及と行動援護サービスの標準化に関する調査・研究(知的障害者・精神障害者が利用する移動支援における課題と重度の知的障害者・精神障害者が在宅生活を快適に暮らすために必要なサービスについての調査・研究)  移動支援等の障害福祉サービスの実態を次の4つの方法で調査した。①自治体悉皆調査(1,750自治体送付、1,225件回答)、②移動支援や行動援護を実施している事業所のアンケート調査(14自治体417事業所送付、93事業所・利用者1,062人分の回答)、③事業所ヒアリング調査(5自治体11事業所)、④行動障害のある在宅知的障害者の家族のヒアリング調査(7家族)を行った。結果として、移動支援事業は、地域格差が大きく、児童デイサービス等と代替補完機能がある等が明らかになった。また、行動障害のある知的障害者の家族は、社会参加を前提とした移動支援や行動援護サービスを利用できない理由が存在することを指摘した。  (平成22年度障害者総合福祉推進事業)</p> <p>② 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域生活移行のための効果的な職員研修プログラム開発に関する調査・研究  矯正施設等を退所した障害者を受け入れる福祉施設職員向けの研修プログラムの開発に先立ち、①全11回の連続オープンセミナーの実施と参加者の評価、②全国の知的障害者入所更生施設等を対象とした研修ニーズの調査を行った。この結果をもとに、研究検討委員会を開催し、「福祉施設の役割と意義」「障害特性と犯罪」「支援理念の統一と個別支援計画」を中心とした3日間の研修プログラムとテキストを作成し、2月に試行的研修を実施した。  (平成22年度障害者総合福祉推進事業)</p> <p>③ 重度・高齢の知的障害者に対する地域移行のプロセスの確立に関する調査・研究  地域移行に困難さが伴うと考えられる重度・高齢知的障害者について、その移行プロセスの実態を調査し分析した。ホームページにおいて地域移行等の取り組みを行なっていると記載されている全国の知的障害者入所施設(59施設)に電話調査を行い、重度・高齢知的障害者の地域移行の実績のある10施設に訪問しヒアリング調査を行った。14名の重度・高齢知的障害者の地域移行の取り組みから、地域移行時には、地域生活体験支援や家族への同意、移動手段の確保といった対応を行っており、地域生活移行後は地域や個々の実態に則した対応を行っていることが明らかになった。</p> <p>④ 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する効果的な支援に関する調査・研究  行動上の問題ゆえに精神科病院に長期入院していた知的障害者に対する入所施設における支援経過をまとめ、支援と問題行動の関係を推測する事例研究を行った。具体的には、医療チームとの連携、居住環境の構造化、日中活動、自立課題等の支援を行った。いくつかの問題行動は軽減したが、不穏状態には大きな変化はなく、不穏状態の発生要因に関するさらなる分析が課題として残った。</p> <p>⑤ 社会福祉士実習プログラム開発に関する研究  平成20年度に日本社会福祉事業大学と共同開発した「相談援助実習プログラム及びプログラム・マニュアル」に基づき、平成21年度と22年度に実習に参加した者のうち研究協力の同意を得られた27人を対象に、そのプログラムの効果を質問紙法により調査した。実習生の自己評価からは、障害者への直接支援に関する項目の理解が深まり、関係機関や家族との連携に関する項目については課題が残る傾向があった。</p> <p>⑥ 海外における知的障害者入所施設からの地域生活移行の現状と課題に関する研究  海外の文献研究として、知的障害者が地域生活移行した際に、適応行動や不適応行動、生活の質がどのように変化したかをまとめた。英文論文のうち、deinstitutionalizationをキーワードに文献検索を行い、調査目的に合致した17の論文を抽出し、各研究の評価項目を再分析した。その結果、地域生活移行直後ないしその後のフォローアップにおいて、ほとんどの適応行動、不適応行動、生活の質について改善が見られた。</p>

	<p>(2) 調査・研究の実施体制等</p> <p>① 方針・内容の協議 各年度において行う調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について、外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」において協議を行う。</p> <p>② 業務の計画的・効率的な実施 調査・研究業務について、計画的かつ効率的に進めるため、国立のぞみの園研究会議の下に「調査・研究調整会議」を引き続き設置し、具体的な実施体制の検討や関係各部所との連携・調整、進捗状況の把握並びに調査・研究の成果の検証等を行う。</p> <p>③ 外部の研究者等との連携・協力 調査・研究の内容に応じて、外部の研究者・関係機関等と連携・協力して実施することが効果的な場合に</p>	<p>⑦ その他当法人に必要な研究</p> <p>(2) 調査・研究の実施体制等</p> <p>① 実施体制 ア 外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」を平成22年度に2回開催し、調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について協議等を行う。</p> <p>イ 計画的かつ効率的に調査・研究を実施するため、国立のぞみの園研究会議の下に設置する「調査・研究調整会議」を定期的に開催し、国立のぞみの園研究会議における決定事項を踏まえ、具体的な実施体制の検討や関係各部所との連携・調整、進捗状況の把握並びに調査・研究の成果の検証等を行う。</p> <p>② 外部の研究者等との連携・協力 調査・研究の内容に応じて、外部の研究者や関係機関、関係団体等との連携・協力により実施することが</p>	<p>⑦ その他当法人に必要な研究</p> <p>○ 日本語版知的障害者用認知症スクリーニングスケール(DSQIID)の作成に関する研究 知的障害者用認知症スクリーニングスケール(DSQIID)の邦訳版を作成し、その信頼性と妥当性を検証した。事前調査として、全国の知的障害者入所施設にアンケート調査を実施したところ、認知症の診断を受けた知的障害者が0.7%いることが分かった(1,423施設送付、946施設回答)。そのうち、調査協力に応じた42ケースに関して、本スクリーニングスケールを実施したところ、有効に活用できることが分かった。</p> <p>○ 重度知的障害者の地域移行に向けた取り組みに関する研究 重度知的障害者にとって地域生活に必要なスキルの習得ができるよう、定期的な日中活動プログラムを作成した。移動や電話、買い物等といった単独のスキルの習得だけでなく、このようなスキルを日常生活の中で一連の流れとして、職員を伴わずに実施する機会が重要であることが明らかになった。</p> <p>○ 認知症がある知的障害者の支援に関する研究 認知症と診断された2人の知的障害者に対して、①認知症罹患前後における行動の変化、②その変化に対する支援方法の変更について、明らかにすることを目的に支援記録の分析を行った。各事例の問題行動に対して、環境の変化、対人関係、役割、わかりやすさの4つのキーワードで支援が構成されていた。この分析方法を一般化するには、今後さらなる事例を積み重ねていく必要がある。</p> <p>○ 広汎性発達障害の認知的特徴に関する研究(兄弟事例による障害特性の比較検討) 心理外来を利用する心的外傷体験に曝された知的障害を持つ兄と広汎性発達障害の弟の症状・状態と治療経過について比較検討を行った。その結果、障害特性による違いから、同じ体験を持ちながら、症状の内容、経過に特徴的な違いがみられた。</p> <p>○ 高齢知的障害者の摂食・嚥下スクリーニングテストに関する研究 摂食・嚥下スクリーニングとして、クエン酸生理食塩水を超音波ネブライザーで吸入させる咳テストを27事例に実施した。さらに、嚥下内視鏡検査(VE)またはビデオ嚥下X線透視検査(VF)を行い咳テストとの相関性を比較検討した。現段階では、咳テストが高齢知的障害者の摂食・嚥下スクリーニングとして有効であるとの結論は得られなかった。今後、咳テストの実施件数を増やし、さらなる分析が必要である。</p> <p>○ 知的障害者(児)における反芻習癖に関する研究 反芻は通常乳児に多く、発症率や病態生理は不明な点が多い。知的障害者も事例は報告されているが、その実態は明らかにされていない。そこで、群馬県内の4施設674名を対象に、支援員が記入する調査票方式でその実態を調査し、統計的な分析を行った。結果は55名(8.7%)に高率で反芻習癖が認められ、知的能力や自閉症の診断、夜間の咳込み、口臭等との関連性が示唆された。今後さらに詳細な実態調査を行う必要がある。</p> <p>(2) 調査・研究の実施体制等</p> <p>① 実施体制 ア 国立のぞみの園研究会議の開催 外部研究会議委員として4人の有識者と内部研究会議委員2人とオブザーバーを交え、平成22年度は国立のぞみの園研究会議を1回開催した。 なお、平成23年3月30日に第2回を開催することになっていたが、東日本大震災の影響により急きょ外部研究会議委員の出席が困難となり中止とした。 ・国立のぞみの園研究会議の開催状況 平成22年 第1回(第5回) 平成22年6月18日開催</p> <p>イ 調査・研究調整会議の開催 国立のぞみの園研究会議の決定事項を踏まえ、平成22年度は合計4回の調査・研究調整会議を実施し、研究毎に各部と連携協力し、研究の実施体制の整備を図った。 ・調査・研究調整会議の開催状況 第1回 平成22年5月20日開催 調査研究計画、学会発表予定、外部研究協力員について 第2回 平成22年9月14日開催 障害者総合福祉推進事業の実施計画、進捗状況について 第3回 平成23年1月13日開催 実践研究の結果発表、調査研究の進捗状況について 第4回 平成23年3月24日開催 調査結果の概要報告、平成23年度研究テーマについて</p> <p>② 外部の研究者等との連携・協力 ○ 平成22年度障害者総合福祉推進事業の補助金を受けた2つの研究において、合計15人の外部の研究協力者を交えた研究プロジェクトを設置し、計画的に調査・研究を行った。また、各プロジェクトには、オブザーバーとして厚生労働省社会・援護局、法務省矯正局、同</p>
--	--	--	---

	は、適切な連携・協力体制の確保に努めることとする。	効果的な場合には、適切な連携・協力体制を確保する。	<p>保護局からの参加を得た。</p> <table border="1" data-bbox="1670 268 2703 520"> <tr> <td data-bbox="1670 268 2021 380">外部研究協力者（15人）</td> <td data-bbox="2021 268 2703 380">大学関係者3、研究所所属者1、知的障害者施設関係者7、定着支援センター2、更生保護施設関係1、自治体1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1670 380 2021 520">協力団体等（10機関）</td> <td data-bbox="2021 380 2703 520">群馬県知的障害者福祉協会、群馬医療福祉大学、東洋大学、高崎福祉医療カレッジ、立正大学、日本福祉大学、NHK学園、江戸川大学総合福祉専門学校、群馬社会福祉専門学校、東京福祉保育専門学校</td> </tr> </table> <p>○ 海外における知的障害者入所施設からの地域生活移行の現状と課題に関する研究においては、海外の研究情報を豊富にもつ有識者を招聘し、指導・助言を受けた。</p>	外部研究協力者（15人）	大学関係者3、研究所所属者1、知的障害者施設関係者7、定着支援センター2、更生保護施設関係1、自治体1	協力団体等（10機関）	群馬県知的障害者福祉協会、群馬医療福祉大学、東洋大学、高崎福祉医療カレッジ、立正大学、日本福祉大学、NHK学園、江戸川大学総合福祉専門学校、群馬社会福祉専門学校、東京福祉保育専門学校
外部研究協力者（15人）	大学関係者3、研究所所属者1、知的障害者施設関係者7、定着支援センター2、更生保護施設関係1、自治体1						
協力団体等（10機関）	群馬県知的障害者福祉協会、群馬医療福祉大学、東洋大学、高崎福祉医療カレッジ、立正大学、日本福祉大学、NHK学園、江戸川大学総合福祉専門学校、群馬社会福祉専門学校、東京福祉保育専門学校						

評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評定
<p>【評価項目10 調査・研究のテーマ、実施体制等】</p> <p>[数値目標] ・外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」を平成21年度に2回開催し、調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について協議等を行う。</p> <p>・調査・研究を6テーマ以上を実施する。</p> <p>[評価の視点] ・重度知的障害者の地域移行、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の支援方法等に関して、どのようなテーマ・内容等を設定して調査・研究に取り組んでいるか。</p> <p>・設定されたテーマ等に対して、どのような実施体制により取り組んでいるか。 また、外部の研究者・関係機関等との効果的な連携は図られているか。</p>	<p>・調査・研究のテーマに関しては、のぞみの園研究会議や調査・研究調整会議において、その内容に関する審議・評価を行った。なお、今年度は、移動支援事業に関して国に代わり全国の自治体の実態調査を行い、厚生労働省・総合福祉部会の訪問部会系の資料として活用された。また、新たに海外の文献研究として、知的障害者入所施設から地域生活へ移行した際の効果についてまとめ、さらに最近注目されはじめた高齢知的障害者の認知症の実態とそのアセスメントや支援方法について全国の入所施設の協力により新たに行う等、12の研究テーマを実施した。各研究テーマについて、その成果を紀要にまとめ、関係者に配布した。</p> <p>[数値目標] ・「国立のぞみの園研究会議」を1回開催した。（平成23年3月30日に第2回を開催することになっていたが、東北地方太平洋沖地震の影響により、急遽、外部研究会議委員の出席が困難となり中止とした。）会議において、調査・研究テーマならびにその結果についての指導・助言を受けた。 （業務実績「(2) 調査・研究の実施体制等」P28～29参照）</p> <p>・計画していた12テーマの調査・研究はすべて実施し、その結果を報告書としてまとめた。 （業務実績「(1) 調査・研究のテーマ」P27～28参照）</p> <p>[評価の視点] 実施：○ ・計画していた調査・研究テーマは、重度あるいは高齢知的障害者、行動障害等を有する知的障害者の生活支援に密接に関わるものを中心であり、その他、地域生活の移行が困難とされる矯正施設等を退所した知的障害者の移行支援に注目したものである。 （業務実績「(1) 調査・研究のテーマ」P27～28参照）</p> <p>実施：○ ・年間4回の調査・研究調整会議を開催し、研究テーマの妥当性や進行管理、さらに成果の検証を行なっている。また、各研究テーマについては、外部研究協力者、協力団体、のぞみの園生活支援部、活動支援部、地域支援部、診療所との連携を図り実施した。 （業務実績「(2) 調査・研究の実施体制等」P28～29参照）</p>			

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
<p>(2) 成果の積極的な普及・活用 調査・研究の成果について、以下により積極的な情報発信を行うことにより、知的障害関係施設等における普及・活用を図ること。</p> <p>① 広報媒体を活用した情報発信 調査・研究の成果について、ニュースレターや法人ホームページ等の広報媒体を一層活用して、情報発信に努めること。</p> <p>② 講演会等の開催 知的障害関係業務に従事する職員等を対象とした講演会等を開催し、主要な調査・研究の成果の紹介を行うこと。</p> <p>③ 各種研究会等を活用した普及 全国的な各種研究会、学会等への出席の機会を捉えて、調査・研究成果の紹介・普及に努めること。</p>	<p>(3) 成果の積極的な普及・活用 調査・研究の成果について、以下により積極的な情報発信を行うことにより、知的障害関係施設等への普及・活用を図る。</p> <p>① 広報媒体の活用 研究紀要を年間1回以上発行するほか、ニュースレターや法人のホームページに分かりやすく掲載するなど、情報発信に努める。 また、関係学会や関係団体等の協力を得て学会誌、機関誌への掲載を図る。</p> <p>② 研修会、講演会等における発表 国立のぞみの園が主催する研修会等において、調査・研究の成果を発表する機会を設ける。 また、関係団体等の講演会、研究会等において、出席の機会を活用して、調査・研究の成果を紹介するなどの普及に努める。</p>	<p>(3) 成果の積極的な普及・活用</p> <p>① 広報媒体の活用 ア 調査・研究の成果のまとめとして、研究紀要(研究報告書)を年間1回以上発行するほか、調査・研究の要旨をニュースレターやホームページに年間1回、分かりやすく掲載する。</p> <p>イ 社会福祉学会や関係団体等の学会誌、機関誌への調査・研究論文の掲載を図る。</p> <p>② 研修会、講演会等における発表 ア 国立のぞみの園が主催するセミナー等において、調査・研究の成果を発表する。</p> <p>イ 関係団体等の講演会、研究会、学会等における出席の機会を活用して、調査・研究の成果を紹介す</p>	<p>(3) 成果の積極的な普及・活用</p> <p>① 広報媒体の活用 ア 研究紀要の発行等 ○ 紀要第3号を平成22年9月に発行(600部)。平成22年度研究は、平成23年度第1・四半期発行に向けて取りまとめを行った。</p> <p>○ 成果の積極的な普及を図るため、平成22年10月1日発行のニュースレターより、頁を8頁から12頁に変更し、内容の充実を図った。また、ニュースレターの配布先の見直しを行い、平成23年1月1日発行分より、配布先を約300カ所増加し、成果の普及に努めた。(3,200カ所 → 3,500カ所)</p> <p>○ 矯正施設等を退所した障害者の地域生活移行へ向けての支援プログラムを、障害福祉施設、救護施設、グループホーム・ケアホーム、地域生活支援センター、更生保護施設向けにそれぞれ別冊としてまとめ、また、重度・高齢知的障害者の地域移行を推進するための職員ハンドブックを作成し、有償刊行物として関係機関に情報提供した。</p> <p>イ 関係団体の学会誌等への掲載 ○ 社会福祉学(学会誌)に「知的障害者入所施設からの地域移行が移行者に及ぼす影響に関する研究」を投稿し、96号(平成23年2月)に掲載された。</p> <p>② 研修会、講演会等における発表 ア 当法人主催のセミナーにおける発表 当法人が主催する福祉セミナー(罪を犯した知的障害者の地域生活支援に向けて)において、調査・研究の成果を発表した。</p> <p>イ 関係団体等の講演会等における発表 地元群馬県関係団体等からの依頼を受け、講演会等において、これまでの調査・研究の成果などをもとに発表した。</p> <p>〈主な講演等のテーマ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・『矯正施設を退所した知的障害者等への地域支援についてー福祉との連携ー』 (平成22年6月30日 主催:財団法人矯正協会)</li> <li>・『国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の研究事業について』 (平成22年11月9日 主催:法務省前橋保護観察所・群馬県健康保健福祉部・群馬県地域生活定着支援センター)</li> <li>・『地域生活移行に関する保護者向けの講演会』 (平成23年1月23日 主催:国障害者リハビリテーションセンター自立支援局 秩父学園)</li> <li>・『矯正施設を退所した知的障害者等の支援プログラムについて(シンポジウム)』 (平成23年1月25日 主催:群馬県心身障害者福祉センター)</li> <li>・『Support services for offenders with intellectual disabilities released from correctional facilities』(矯正施設を退所した知的障害者等への支援サービス) (平成23年1月27日 主催:国連アジア極東犯罪防止研修所)</li> <li>・『矯正施設を退所した知的障害者の地域生活支援ー支援プログラムの開発と概要』 (兵営23年2月16日 社団法人東京社会福祉士会)</li> <li>・『知的障害者の高齢化について』 (平成23年3月7日 主催:社会福祉法人鹿島育成園)</li> </ul> <p>〈主な研究会・学会発表とテーマ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・『行動援護従業者養成研修プログラムの全国的な普及と行動援護サービスの標準化に関する調査研究』</li> </ul>

			<p>(平成22年8月28日、29日 自閉症カンファレンスNIPPON2010)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>『高齢重度知的障害者におけるクエン酸ネブライザーによる咳テストの有効性の検討』 (平成22年9月3日、4日 日本摂食・嚥下リハビリテーション学会学術大会)</li> <li>『地域で生活する高齢知的障害者のサービス利用に関する調査・研究』 (平成22年9月4日、5日 日本発達障害学会)</li> <li>『知的障害者の健康管理・医療と福祉の連携に関する調査・研究』 (平成22年9月4日、5日 日本発達障害学会)</li> <li>『広汎性発達障害の認知特徴に関する比較検討』 (平成22年9月20日、22日 日本心理学会)</li> <li>『福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者の地域生活移行に向けて』 (平成22年10月9日、10日 日本社会福祉学会)</li> <li>『重度知的障害者施設における相談援助実習のプログラム開発に関する基礎的研究』 (平成22年10月9日、10日 日本社会福祉学会)</li> <li>『重度・高齢の知的障害者に対する地域移行プロセスの確立に関する調査研究』 (平成22年10月9日、10日 日本社会福祉学会)</li> <li>『知的障害者入所施設から地域移行が移行者に及ぼす影響に関する調査・研究』 (平成22年10月9日、10日 日本社会福祉学会)</li> <li>『知的障害で認知症罹病により著しい周辺症状がある人に対する効果的な支援に関する研究』 (平成22年10月23日、24日 認知症ケア学会)</li> <li>『知的障害者(児)における反芻習癖に関する研究』 (平成23年10月23日、24日 日本障害者歯科学会)</li> <li>『兄弟事例による障害特性の比較検討 ～PTSDの治療経過を通して～』 (平成22年10月28日、29日 日本児童青年精神医学会)</li> <li>『長期施設利用者の地域生活に必要なスキル獲得に向けて』 (平成23年2月4日 群馬県知的障害者福祉協会研究発表会)</li> <li>『重度高齢知的障害者の認知症ケア』 (平成23年2月4日 群馬県知的障害者福祉協会研究発表会)</li> </ul>
--	--	--	--

評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評 定	
<p>【評価項目11 成果の積極的な普及・活用】</p> <hr/> <p>[数値目標] ・研究紀要を年間1回以上発行する。</p>		<p>・調査・研究の成果については、研究紀要第3号の発行と福祉施設等で活用しやすいガイドブックの作成、学会誌投稿・発表等を積極的に行なった。また、群馬県知的障害者福祉協会研究会や自閉症カンファレンスNIPPONなど、知的障害者福祉関係者が多数参加する場を活用し、広く研究結果の普及に努めた。</p> <hr/> <p>[数値目標] ・平成22年9月に研究紀要第3号を発行。 (業務実績「①広報媒体の活用」P30参照)</p>			

<p>・調査・研究の成果のまとめとして、研究紀要（研究報告書）を年間1回以上発行するほか、調査・研究の要旨をニュースレターやホームページに年間1回、分かりやすく掲載する。</p>	<p>・平成22年度研究結果については、紀要第4号として平成23年度第1・四半期発行へ向けて準備を進めた。また、研究紀要第1号～3号の全文をホームページに掲載した。毎号ニュースレターにおいて、調査・研究の要旨をわかりやすく掲載した。 (業務実績「①広報媒体の活用」P30参照)</p>	
<p>[評価の視点] ・調査・研究の成果について、知的障害関係施設等においてその成果等が活用できる内容となっているか。また、その普及を図るためにどのように取り組んでいるか。</p>	<p>[評価の視点] 実績：○ ・調査・研究の成果を学会誌に投稿し、多くの学会や障害福祉関係者が集う場で積極的に発表してきた。また、福祉施設等で活用ができるよう、矯正施設を退所した知的障害者が地域で自立した生活を送るための支援プログラムや地域移行を推進するための職員ハンドブックを作成・発行した。 (業務実績「(3) 成果の積極的な普及・活用」P30～31参照)</p>	
<p>・調査・研究の成果に関する評価の把握は行っているか。また、把握しているのであれば、どのような評価を得ているのか。</p>	<p>実績：○ ・調査・研究の成果に対しては、外部の有識者からなる国立のぞみの園研究会議において、意見等を伺う仕組みを設けている。矯正施設等を退所した障害者の地域生活移行に関する研究や重度の知的障害者・精神障害者の在宅生活を快適に暮らすための研究等の実践的な研究について、外部の有識者から高評価を得た。 ・調査・研究の成果については、広報媒体物を利用した発表を中心に行っており、これを統計的に把握していないが、例えば、当法人が主催する研究会等において発表する方法で行った場合には、アンケートによる内容の満足度・理解度を調査しており、概ね9割以上が好評との評価を得ている。 (業務実績「②研修会、講演会等における発表」P30～31参照)</p>	

中期目標 (第2期)	中期計画 (第2期)	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
<p>3 養成・研修 次代の福祉の担い手を養成するための効果的なプログラムを策定し、全国の知的障害関係施設職員等を対象とした養成・研修を行うとともに、ボランティアを希望する者には、実践の機会を提供すること。 また、養成・研修の成果等が知的障害関係施設等で活用されるなど、実効性のあるものとなるように内容等を具体的に設定するとともに、成果等を発表する機会を設けること。</p>	<p>3 養成・研修 次代の福祉の担い手を養成するための効果的なプログラムを策定し、全国の知的障害関係施設職員等を対象とした養成・研修を行うとともに、ボランティアを希望する者には、実践の機会を提供する。 なお、養成・研修の成果等が、知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなるように、具体的な内容、達成すべき目標等について、各年度ごとに厚生労働省の意見等を踏まえて設定する。</p> <p>(1) 養成・研修 国の政策課題や知的障害者に対する支援技術に関すること等をテーマに設定して研修会等を開催する。 また、国立のぞみの園のフィールドを活用した大学・専門学校の学生等の実習生の受入れについては、実習の目的に沿った実習プログラムを作成することとし、計画的かつ効果的な実習を提供する。 なお、こうした研修会等の場において、調査・研究の成果等を発表する機会を確保するよう、養成・研修プログラムを工夫する。</p>	<p>3 養成・研修</p> <p>(1) 養成・研修 ① 研修会、セミナーの開催 ア 全国の知的障害関係施設、事業所等の職員を対象として、国立のぞみの園が主催により、次のセミナーを実施する。 a 行動援護従業者養成中央セミナーを実施する。</p>	<p>3 養成・研修</p> <p>(1) 養成・研修 ① 研修会、セミナーの開催 ア 当法人主催のセミナーの実施 全国の知的障害関係施設、事業所等の職員を対象として、次のセミナーを実施した。</p> <p>a 行動援護従業者養成研修中央セミナー 平成18年度から取り組んでいる行動援護従業者養成研修中央セミナーでは、行動援護従業者養成研修インストラクターパワーアップ研修（平成21年8月実施）を修了した者を講師、インストラクターとして委嘱し開催した。 開催地、開催日、受講者数（初日の受講者を含む）及び修了者数は次のとおり。</p> <p>・行動援護養成研修従業者中央セミナー 第1回 平成22年9月28日～30日 受講者49人うち修了者45人 於：石川県金沢市（いしかわ総合スポーツセンター） アンケート結果 満足度 87%</p> <p>第2回 平成23年1月24日～26日 受講者85人うち修了者78人 於：兵庫県尼崎市（尼崎商工会議所） アンケート結果 満足度 90%</p>

		<p>b 福祉セミナーについて、国の政策課題となっているテーマや関心の高いテーマを選択し、平成22年度中に2回実施する。        なお、このうち1回は、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援に関するセミナーとする。</p> <p>c 最先端の医学知識の紹介と普及を目的とした障害医療セミナーを平成22年度に2回実施する。</p> <p>イ 群馬県等の地方自治体から養成・研修事業を受託して実施する。</p> <p>② 実習生の受入        ア 資格取得に当たって計画的かつ効果的な実習を提供するため、平成20年度に作成した実習プログラムに基づき、社会福祉士及び介護福祉士の養成に取り組む。        なお、平成22年度においては、実習プログラムを実践する中で、資格取得の養成学校等と連携・協力して、プログラムの検証を行い、必要に応じて、22年度中に改訂版を作成する。</p> <p>イ 保育士、訪問介護員等の資格取得のための実習場所として、国立のぞみの園のフィールドの利用を希望する専門学校等の学生の受入を積極的に行う。</p>	<p>b 福祉セミナーについては、国の政策課題となっているテーマや関心の高いテーマとして、平成22年度中に2回実施した。</p> <p>○ 矯正施設等を退所した知的障害者の地域生活支援についての全国的な普及に向けた啓発を行うとともに、平成22年度のぞみの園が実施した「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域生活移行のための効果的な職員研修プログラムに関する調査・研究」結果に基づき、試行的職員研修として開催した。        ・国立のぞみの園福祉セミナー2011        「福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援に向けて        ～ Part 3 」        平成23年2月23日～24日 於：高崎シティギャラリー・コアホール        受講者：258人（うち、法務関係73人）        アンケート結果 満足度 88%</p> <p>○ 発達障害児（者）に関するセミナー        社会の中で、発達障害のある人々はさまざまな生きづらさを抱えおり、発達障害の人々が、より充実した社会生活を送れるよう福祉・教育・医療の現場が連携して支援することの重要性を趣旨としてセミナーを開催した。        ・国立のぞみの園福祉セミナー2011        「発達障害と家族支援」        平成22年12月20日 於：高崎シティギャラリー・コアホール        受講者：339人        アンケート結果 満足度 95%</p> <p>c 障害医療セミナー        ・第1回「医療・福祉職員のメンタルヘルス～こころのバリアフリーを目指して」        講師：診療所長 有賀道生        平成22年7月21日 国立のぞみの園文化センター        受講者：135人（うち、地域22人）        アンケート結果 満足度 95%</p> <p>・第2回「高齢者、知的障害者における摂食・嚥下リハビリテーション」        講師：昭和大学歯学部口腔衛生学 准教授 弘中祥司        平成23年3月29日 国立のぞみの園文化センター        受講者：102人（うち、地域20人）        アンケート結果 満足度 97%</p> <p>イ 群馬県からの受託による養成・研修事業の実施        群馬県から次の養成・研修事業の委託を受けて実施した。        ・群馬県知的障害者（児）ホームヘルパー養成基礎研修実施事業        平成22年 9月22日 受講者44人 アンケート結果 満足度 89%        平成22年10月29日 受講者38人 アンケート結果 満足度 97%        ・群馬県行動援護従業者養成研修実施事業        平成22年10月6日～8日 受講者20人 アンケート結果 満足度 95%</p> <p>② 実習生の受入        ア 実習プログラムの検証        昨年度、当法人と教育機関が連携して作成した相談援助実習プログラムについて、教育機関・学生・当法人の三者で協力し、アンケート調査による効果測定を行い実習プログラムの検証を行った。また、実習のしおりの改訂を行った。        なお、平成20年度から、3年間で68人（20年度13人、21年度25人、22年度30人）の相談援助実習生を受入れた。        さらに、養成校で開催した実習説明会へ招聘され、「国立のぞみの園相談援助実習計画書」の説明を行った。</p> <p>イ 資格取得のための実習受入        保育士等の各種養成機関の実習場所として、実習生の受入れを行った。        また、これ以外に課外授業のための1日実習として、次の受入れを行った。</p>
--	--	---	--

	<p>(2) ボランティアの養成          国立のぞみの園のフィールドを活用して、ボランティアを実践する機会を積極的に提供するとともに、多様なニーズに対応したメニューを用意する。</p>	<p>(2) ボランティアの養成          ① ボランティアの積極的な受入          平成20年度に整備したボランティアメニューのプログラムに沿って、ボランティアの積極的な受入を行う。          ② ボランティアメニューの周知          施設紹介ビデオを活用して、国立のぞみの園の活動の周知を図るとともに、ニュースレター等にボランティアメニューを掲載する。          また、ボランティア団体等に対して、利用に関する働きかけを行う。</p>	<p>(各種養成機関からの実習の受入)</p> <table border="1" data-bbox="1736 226 2623 699"> <tr> <td>・相談援助実習の受入</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  大学・専門学校</td> <td>10校</td> <td>30人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・保育実習の受入</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  大学・短期大学等</td> <td>34校</td> <td>147人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・専門学校臨地実習</td> <td>3校</td> <td>116人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・訪問介護員養成</td> <td>1校</td> <td>38人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・群馬県受託養成研修</td> <td></td> <td>82人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・教員養成課程</td> <td>1校</td> <td>2人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・医学生早期体験等</td> <td>2校</td> <td>7人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  計</td> <td>51校</td> <td>340人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・群馬県受託養成研修</td> <td></td> <td>82人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・その他</td> <td></td> <td>38人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  計</td> <td></td> <td>120人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合  計</td> <td></td> <td>460人</td> <td></td> </tr> </table> <p>(課外授業のための1日実習の受入)</p> <table border="1" data-bbox="1736 793 2623 989"> <tr> <td>・秩父学園付属保護指導職員養成所</td> <td>18人</td> </tr> <tr> <td>・群馬県警察学校</td> <td>126人</td> </tr> <tr> <td>・大学、短期大学</td> <td>238人</td> </tr> <tr> <td>・専門学校</td> <td>116人</td> </tr> <tr> <td>・中、高等学校</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>合  計</td> <td>502人</td> </tr> </table> <p>(2) ボランティアの養成          ① ボランティアの積極的な受入          当施設のフィールドを活かした多様なボランティアを受け入れた。          また、8月2日～3日に開催した「高校生ボランティア講座2010」では、高崎市内の2校の高等学校から、25人の生徒を受け入れ、利用者との交流、福祉機器の体験、作業体験等をおして、障害者支援について理解を深め、次世代の養成を図った。          ② ボランティアメニューの周知          ボランティアの積極的な受入れや養成を行うために、高崎市広報やホームページに当法人のボランティアメニューを掲載し、随時受け付けた。また、「盆踊り」や「第8回のぞみふれあいフェスティバル」等のイベントではその都度受け付けた。          ボランティアの受入は、21年度より343人多い延べ1,093人となった。</p>	・相談援助実習の受入				大学・専門学校	10校	30人		・保育実習の受入				大学・短期大学等	34校	147人		・専門学校臨地実習	3校	116人		・訪問介護員養成	1校	38人		・群馬県受託養成研修		82人		・教員養成課程	1校	2人		・医学生早期体験等	2校	7人		計	51校	340人		・群馬県受託養成研修		82人		・その他		38人		計		120人		合  計		460人		・秩父学園付属保護指導職員養成所	18人	・群馬県警察学校	126人	・大学、短期大学	238人	・専門学校	116人	・中、高等学校	4人	合  計	502人
・相談援助実習の受入																																																																							
大学・専門学校	10校	30人																																																																					
・保育実習の受入																																																																							
大学・短期大学等	34校	147人																																																																					
・専門学校臨地実習	3校	116人																																																																					
・訪問介護員養成	1校	38人																																																																					
・群馬県受託養成研修		82人																																																																					
・教員養成課程	1校	2人																																																																					
・医学生早期体験等	2校	7人																																																																					
計	51校	340人																																																																					
・群馬県受託養成研修		82人																																																																					
・その他		38人																																																																					
計		120人																																																																					
合  計		460人																																																																					
・秩父学園付属保護指導職員養成所	18人																																																																						
・群馬県警察学校	126人																																																																						
・大学、短期大学	238人																																																																						
・専門学校	116人																																																																						
・中、高等学校	4人																																																																						
合  計	502人																																																																						

評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評  定	
【評価項目12 養成・研修、ボランティアの養成】		<p>・平成22年度は、国の直近の政策課題や社会ニーズを踏まえ、実効性の高いセミナーを開催し、多くの参加者を得ることが出来た。このうち、福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援に関するセミナーについては、多数の法務関係者を集めた。発達障害者の支援に関するセミナーについては、教育関係者、福祉施設職員、家族等を集めた。両セミナーでは、他領域の関係者との連携を重視しその目的を果たすことが出来た。          また、行動援護に関するセミナーについては、石川県、兵庫県の2ヶ所で実施した。</p>			

<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省の助成事業により、行動援護従業者養成中央セミナー及び罪を犯した知的障害者への支援に関するセミナーを、平成21年度にそれぞれ1回実施する。</li> </ul>	<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度においては、行動援護従業者養成研修中央セミナー及び福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者の支援に関するセミナーをそれぞれ実施した。なお行動援護従業者養成研修中央セミナーについては、石川県・兵庫県の2ヶ所で開催した。</li> <li>また、福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の支援に関するセミナーについては、1回実施した。</li> <li>(業務実績「①研修会、セミナーの開催」P32～33参照)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>国の政策課題となっているテーマや関心の高いテーマを選択し、福祉セミナーを平成21年度に2回実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉セミナーについては、社会的な課題となっている「発達障害と家族支援」と「福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者の地域生活支援に向けてPart3」の2つのテーマを取り上げ、合わせて2回実施した。</li> <li>(業務実績「①研修会、セミナーの開催」P32～33参照)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>最先端の医学知識の紹介と普及を目的とした障害医療セミナーを平成22年度に2回実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害医療セミナーに関しては、「医療・福祉職員のメンタルヘルス～こころのバリアフリーを目指して」「高齢者、知的障害者における摂食・嚥下リハビリテーション」の2つのテーマを取り上げ、合わせて2回実施した。</li> <li>(業務実績「①研修会、セミナーの開催」P32～33参照)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>養成・研修の参加者の満足度が80%以上とする。</li> <li>(平成22年度からアンケート内容を適正に改善して実施する。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>セミナー等の開催に伴い参加者より「満足度」についてアンケート調査を実施した結果、セミナー内容等に対し平均して満足度93%の評価を得た。</li> </ul>	
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>養成・研修の実施状況はどうか。</li> </ul>	<p>[評価の視点]</p> <p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度においては、全国の知的障害者関係施設職員等を対象として、行動障害、発達障害への対応、福祉職に従事する職員のメンタル、高齢知的障害者への対応等や国の政策課題となっている福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援をテーマに実施し、約1070人の参加者を得ることが出来た。</li> <li>(業務実績「①研修会、セミナーの開催」P32～33参照)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>国の政策課題への対応や、知的障害関係施設においてその成果等が活用できる養成・研修の内容・テーマとなっているか。</li> </ul>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知的障害者関係施設において適切なサービスを実施するために、支援課題としてクローズアップされている「発達障害」をテーマに取り上げ、好評を得た。</li> <li>また、福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者への地域生活支援をテーマとしたセミナーでは、全国各地に設置された地域生活定着支援センター職員のほか、刑務所等の法務省関係者が多数参加し、今後の制度政策、事業展開に大きく貢献することが出来た。</li> <li>(業務実績「①研修会、セミナーの開催」P32～33参照)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>大学・専門学校の学生等に対する効果的な実習プログラムを策定し、計画的かつ効果的な実習を提供しているか。</li> </ul>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>昨年度、当法人と教育機関が連携して作成した実習プログラムについて、当法人・教育機関・学生の三者で協力し、アンケート調査による効果測定を行い実習プログラムの検証を行った。</li> <li>また、実習のしおりの改訂を行った。</li> <li>(業務実績「②実習生の受入」P33～34参照)</li> </ul>	

<p>・ボランティアの養成の取組状況はどうか。</p>	<p>実績：○          ・施設のフィールドを活かした多様なボランティアを積極的に受け入れ、「高校生ボランティア講座2010」を開催した。          また、ボランティアの積極的な受け入れや養成を行うために、高崎市広報や、ホームページにボランティアメニューを掲載し、随時受け付けた。「盆踊り」や、「第8回のぞみふれあいフェスティバル」等のイベントでも受け入れ延べ1093人となった。          (業務実績「(2) ボランティアの養成」P34参照)</p>	
-----------------------------	--	--

中期目標 (第2期)	中期計画 (第2期)	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績																																												
<p>4 援助・助言            重度知的障害者の地域移行、障害者自立支援法に基づくサービスの支援技術等、国立のぞみの園における専門的・先駆的な取り組みや調査・研究の成果等に基づき、知的障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行うことにより、知的障害関係施設等における自立支援活動に寄与することが可能となるよう、実効性のあるものとする。また、援助・助言の業務の周知を図り、全国の知的障害関係施設等からの利用がなされるよう努めること。</p>	<p>4 援助・助言            援助・助言の業務について、地方自治体等に周知することにより利用拡大を図るとともに、国立のぞみの園における地域移行の取組や障害者自立支援法に基づくサービスの実践、調査・研究の成果等を踏まえ、地域移行や様々なサービスの実施方法、支援技術等に関すること等について、専門的かつ効果的な援助・助言を実施する。</p>	<p>4 援助・助言            (1) 援助・助言の利用拡大            ホームページ等の広報媒体を活用して、国立のぞみの園の業務や援助・助言の内容、利用方法等について、周知を図り、利用拡大に努める。</p> <p>(2) 専門的かつ効果的な援助・助言の提供            障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの実践を踏まえ、自立支援法の事業体系への移行準備を進めている知的障害関係施設等に対して、事業運営の方法や支援技術等など、求めに応じて専門的かつ効果的な援助・助言、及び情報提供を行う。            なお、専門的かつ効果的な援助・助言等とするため、調査・研究の成果についても積極的に活用して実施する。</p>	<p>4 援助・助言            (1) 援助・助言の利用拡大            国立のぞみの園の業務や、援助・助言の内容、利用方法については、ニュースレターにて「知的障害関係施設等からの相談・問い合わせについて」(26号)「国立のぞみの園における成年後見制度について」(27号)の記事を掲載した。このことにより、当法人の援助・助言に係わる役割を広く紹介し、援助・助言への活用を促した。            また、平成22年度に作成したPR用リーフレットをニュースレターに同封したほか、見学者や当法人の研修会及び他の法人の研修会等においても配布を行った。            これらの広報に務めた結果、障害者支援施設からの業務運営や、支援方法等に係わる援助・助言のための電話や職員の講師派遣要請等があり、そうした問い合わせ・要請に対応した。</p> <p>(2) 専門的かつ効果的な援助・助言の提供            障害者自立支援法の事業体系への移行準備を進めている知的障害関係施設の求めに応じて、援助・助言を行った。なかでも個別支援計画に関する問い合わせが38件あり、それぞれの施設等へ個別支援計画作成方法についての個別支援計画表をもとに援助・助言を行った。            平成22年度の「援助・助言」に相当する障害者施設等からの案件は175件である。            なお、「援助・助言」の要請の概要は、次のとおりである。</p> <p>平成22年度の件数</p> <table border="0"> <tr> <td>・主な相談者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害者支援施設</td> <td>92件</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>相談機関</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>居宅支援事業者</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>62件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計175件</td> </tr> </table> <p>・対応方法</p> <table border="0"> <tr> <td>意見交換(視察)</td> <td>26件</td> </tr> <tr> <td>職員を派遣</td> <td>56件</td> </tr> <tr> <td>資料の提供</td> <td>73件</td> </tr> <tr> <td>口頭説明(電話等)</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計175件</td> </tr> </table> <p>・主な問い合わせ内容</p> <table border="0"> <tr> <td>自立支援法に関して</td> <td>18件</td> </tr> <tr> <td>支援の方法に関して</td> <td>79件</td> </tr> <tr> <td>地域移行に関して</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>健康・医療に関して</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>事業運営に関して</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>調査・研究に関して</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>養成および研修に関して</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>講演・講師派遣に関して</td> <td>54件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計175件</td> </tr> </table>	・主な相談者等		障害者支援施設	92件	都道府県	6件	市町村	6件	相談機関	7件	居宅支援事業者	2件	その他	62件		計175件	意見交換(視察)	26件	職員を派遣	56件	資料の提供	73件	口頭説明(電話等)	20件		計175件	自立支援法に関して	18件	支援の方法に関して	79件	地域移行に関して	6件	健康・医療に関して	4件	事業運営に関して	8件	調査・研究に関して	3件	養成および研修に関して	3件	講演・講師派遣に関して	54件		計175件
・主な相談者等																																															
障害者支援施設	92件																																														
都道府県	6件																																														
市町村	6件																																														
相談機関	7件																																														
居宅支援事業者	2件																																														
その他	62件																																														
	計175件																																														
意見交換(視察)	26件																																														
職員を派遣	56件																																														
資料の提供	73件																																														
口頭説明(電話等)	20件																																														
	計175件																																														
自立支援法に関して	18件																																														
支援の方法に関して	79件																																														
地域移行に関して	6件																																														
健康・医療に関して	4件																																														
事業運営に関して	8件																																														
調査・研究に関して	3件																																														
養成および研修に関して	3件																																														
講演・講師派遣に関して	54件																																														
	計175件																																														

評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評 定
【評価項目13 援助・助言】				
[評価の視点] ・援助・助言の実施件数はどうなっているか。				
・障害者支援施設等の求めに応じて、丁寧かつきめ細やかに対応した援助・助言を行っているか。				
・援助・助言の利用が促進されるような取組を行っているか。				

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績																																	
5 その他の業務 前4事項に附帯する各種の業務を行うこと。	5 その他の業務 前4事項に附帯する業務として、主に次の業務を行う。 (1) 診療所について、施設利用者の高齢化等に対応した適切な医療を行うとともに、地域の知的障害者等に対しても診療を行う。 また、心理外来等の利用の拡大に努める。	5 その他の業務  (1) 診療所について ① 適切な医療の提供 ア 診療所は、施設利用者の高齢化等に対応した適切な医療を提供するほか、次の健康診断等を計画的に実施する。  a 施設利用者全員を対象に、健康診断を定期的実施する。  b 女性の施設利用者を対象に子宮がん検診を実施するほか、対象年齢に該当する者に対して、乳がん検診を実施する。  c 施設利用者全員(禁忌を除く)に対して、インフルエンザ予防接種を実施する。	5 その他の業務  (1) 診療所について ① 施設利用者に対する適切な医療の提供 ア かかりつけ医としての対応 ○ 施設利用者の健康管理及び医療的ケアの必要な寮への往診等を行っている。  ○ 診療件数:平成22年度 23,883件(対前年度+1,948件 +8.9%)  <外来患者数(延べ人数)> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr><td></td><td>利用者</td><td>一般</td></tr> <tr><td rowspan="2">医科</td><td>18,300</td><td>2,997</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">21,297</td></tr> <tr><td rowspan="2">歯科</td><td>2,284</td><td>302</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">2,586</td></tr> <tr><td rowspan="2">合計</td><td>20,584</td><td>3,299</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">23,883</td></tr> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td></td><td>利用者</td><td>一般</td></tr> <tr><td rowspan="2">臨床心理科</td><td>493</td><td>1,727</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">2,220</td></tr> <tr><td rowspan="2">機能訓練科</td><td>(827)</td><td>(83)</td></tr> <tr><td>4,298</td><td>83</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">4,381</td></tr> </table>  ○ 診療収入:平成22年度 120百万円(対前年度+18百万円 +17.7%) ○ MRI稼働状況:平成22年度 116件(対前年度+23件 +24.7%)		利用者	一般	医科	18,300	2,997	21,297		歯科	2,284	302	2,586		合計	20,584	3,299	23,883			利用者	一般	臨床心理科	493	1,727	2,220		機能訓練科	(827)	(83)	4,298	83	4,381	
	利用者	一般																																		
医科	18,300	2,997																																		
	21,297																																			
歯科	2,284	302																																		
	2,586																																			
合計	20,584	3,299																																		
	23,883																																			
	利用者	一般																																		
臨床心理科	493	1,727																																		
	2,220																																			
機能訓練科	(827)	(83)																																		
	4,298	83																																		
4,381																																				

(注)機能訓練科の上段( )書きは、保険診療分(医科の内数)である。  
(\*算定日数上限を超えるリハビリについては保険請求は不可となるため)

<入院患者数>

延べ(人)	4,402	1日平均(人)	12.1
-------	-------	---------	------

- 知的障害者の摂食・嚥下について、専門家による摂食嚥下の対応方法等に関する指導を受け、それを業務に活用した。
- 施設利用者に対して、定期的な健康診断やインフルエンザ予防接種等を行い、健康管理に努めた。
  - ・健診の充実  
(平成20年度より生活習慣病予防に着目した健診内容に変更したものを、引き続き実施)
  - ・胸部X線検診を実施
  - ・子宮がん検診を実施
  - ・乳がん検診  
(40歳以上偶数年齢の女子利用者に視触診またはマンモグラフィーによる検診を実施)
  - ・インフルエンザ予防接種を実施
- 大学に所属する専門家を招聘し定期的にシーティング指導を受けた。個々のケースに応じ身体状況と生活環境を評価し、個々の状況に合った椅子・車椅子・クッション等を選択するなどの指導を受けた。適正な坐位姿勢を保持することにより、座っていることから生じるお尻や腰などの痛みの緩和、褥瘡の予防と改善、不良姿勢から生じる誤嚥の予防が図れた。
- 知的障害者の摂食・嚥下について、専門家による摂食・嚥下の対応方法等に関する指導を受けた。具体的には、個人に合わせた食形態や食具の選択指導、摂食能力や摂食状況、機能障害状況を考えた摂食姿勢の評価、指導を受けた。また、嚥下機能スクリーニングテスト、嚥下造影検査(VF検査)、嚥下内視鏡検査(VE検査)の診断により、個人に適した訓練法の選択、誤嚥性肺炎や窒息の予防、ADLやQOLの向上が図れた。

イ 行動障害等の著しく支援が困難な者に対する支援や、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者に対する支援などの課題に対応するため、診療所の機能の充実を図る。

- ② 地域医療への貢献  
地域医療への貢献を図る観点から、地域の知的障害・発達障害児者に対する診療に積極的に取り組む。さらに摂食・嚥下障害の評価、理学療法などリハビリテーションについても積極的に取り組む。
- ③ 心理外来の利用拡大等  
心理外来について、療育など利用拡大に努める。特に家族教室を中心とする家族支援の強化を図る。関係諸機関と連携しその充実を図る。

- イ 行動障害等の著しく支援が困難な者等に対する対応  
行動障害等が著しく支援が困難な施設利用者については、精神科医師と臨床心理士、総合施設が連携して対応し、ケースカンファレンス等にも参加するなど助言指導を行った。また、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者(罪を犯した知的障害者)についても、精神科医師と臨床心理士、総合施設が相互に連携しながら薬物療法やカウンセリングを併用して効果的な支援を図った。
- ② 地域医療への貢献
  - 地域の知的障害者(児)及び家族等に対して外来診療を実施した。  
<地域の知的障害者等が利用できる診療科目>  
内科外来、精神科外来、整形外科外来、皮膚科外来、歯科外来  
心理相談(外来)、リハビリ外来
  - 当法人ホームページに「診療所」の項目を新設し、診療所の概要、受診システム、設備などを掲載し、情報公開を行っている。  
また、「知的障害、自閉症、広汎性発達障害などコミュニケーションに障害のある患者の診療又は相談を行う医療機関リスト(群馬県医師会、病院協会作成版)」を掲載し、地域の障害者が医療機関を受診する場合の参考となるよう、新しい情報の提供に努めている他、摂食・嚥下、機能訓練等においても積極的に取り組んだ。
- ③ 心理外来の利用拡大  
心理外来は、群馬県内及び関東近辺の都県からの利用があるなど、広域に亘り利用があった。平成22年度は、群馬県内の養護学校や児童相談所、発達障害支援センター等の関係機関や各種研修会、見学者にパンフレットを配布するとともに、児童精神科専門医や臨床心理士が発達障害等についての講演を行うことで利用拡大に努め、102名の新規利用者があった。  
また、利用者の所属する学校や施設等の教職員からの心理教育相談を受けるとともに、児童相談所の職員等によるケースカンファレンスにおいて、行動上の問題の理解や支援方法について助言指導し、家族に対する支援「えすぼわ〜る」については、毎月1回の開催であったところ、平成22年度より毎月2回の開催に増やしたことにより、101組(対前年度+70組)の利用があった。

	<p>(2) 地域の障害者支援の拠点として、中核的な役割を担うとともに、地域の障害者等に対する相談や短期入所、日中一時支援等の地域生活を支援するサービスを実施する。</p>	<p>(2) 地域の障害者支援の充実</p> <p>① 高崎市自立支援協議会における活動 高崎市自立支援協議会に参加し地域の障害者の暮らしやすい環境づくりに向けた活動を積極的に行う。</p> <p>② 地域の障害者に対する生活支援 地域の障害者等を対象として、短期入所や共同生活介護(ケアホーム)等のサービスを提供するとともに、相談支援、日中一時支援等の地域生活支援事業を実施する。 地域の知的障害者等の自立を支援するため、宿泊訓練事業及び施設外においての生活介護事業を継続し、円滑な運営により地域の資源としての日中活動の充実を図る。</p>	<p>(2) 地域の障害者支援の充実</p> <p>① 平成18年度から高崎市と相談支援事業委託契約を締結しているが、本年度も契約を締結した。そのため、高崎市障害者相談支援センター(受託事業者)として高崎市の自立支援協議会に参加し、地域の障害福祉サービス全般に関する相談、福祉サービスの情報提供、サービス利用計画の作成、福祉サービス事業者との連絡調整を積極的に行った。 ・延べ相談件数 5203件(21年度 4356件)</p> <p>② 地域の障害者に対する生活支援</p> <p>○ 地域の障害者等に対して福祉サービスの利用援助として、情報提供や相談、アセスメント、サービス調整、モニタリング、個別支援計画の作成などの相談支援や、短期入所や日中一時利用等の希望者に関しては、利用の調整を行った。 なお、短期入所登録者数は42人で、日中一時支援の登録者数は33人であり、現状では短期入所では7～8人、日中一時支援では5～6人の登録者がリピーターとして利用した。</p> <p>○ 高崎市と相談支援事業委託契約を締結しているが、障害福祉サービス更新調査(いわゆる、「受給者証の更新手続き」と言われるもの)を93件実施した。さらには、高崎市との障害程度区分認定調査業務に係る委託契約を締結し、在宅及び施設入所の障害者への74人の障害程度区分認定調査を行った。</p> <p>○ 当法人が運営する3か所のケアホームにおいて、重度・高齢者の生活支援及び日中活動支援を実施した。 なお、ケアホームにおいては、バリアフリー対応型の1か所の定員を7人から8人としたことで、3か所のホームの定員を16人から17人とした。 また、平成21年度に開設した施設外生活介護事業所「さんぼみち」においては、ケアホーム入居者及び地域で生活する重度の知的障害者の日中活動の場として、有償ボランティアを講師とするさまざまな趣味的活動及び創作的活動の多彩な日中活動メニューの拡大を図り、利用者の選択できるメニューを用意した。</p> <p>○ 平成20年6月に独自事業として開設した知的障害者自立生活体験学習事業「トレーニンググループみらい」に地域の知的障害者が宿泊体験を通して自立に向けた体験学習の場として実施し、4人が登録し、延14人が利用(7回実施)した。</p>
--	--	---	---

評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評 定
<p>【評価項目14 その他の業務】</p> <hr/> <p>[評価の視点] ・診療所においては、必要な医療スタッフや設備が確保されるなど、施設利用者の高齢等の状況に合わせた医療が提供されているか。 また、地域医療への貢献の観点から、地域の知的障害者等に対してどのような取組を行っているか。</p>		<p>・附帯業務として、診療所による医療の提供を引き続き行うとともに、地域の知的障害児(者)に対する地域生活支援として、診療所を含めた様々な取組や障害福祉サービスを提供した。特に、地域の医療の貢献については、知的障害・発達障害児(者)の専門外来診療や知的障害者(児)の摂食・嚥下の対応方法等に関する指導や研究発表により、摂食・嚥下に関する診療を開始して、成果を上げた。</p>		
		<p>[評価の視点] 実績：○ ・平成22年度においても、必要な医療スタッフと設備等を確保し、引き続き施設利用者の健康管理に努め、健康診断やインフルエンザ予防接種、高齢化に対応した摂食・嚥下障害への対応のほかシーティング指導等を確実に実施した。医療的支援が必要な施設利用者に対して、診療所による医療を提供し、約2万3千件の診療を提供した。 地域医療の貢献については、平成21年度より児童精神科専門医が常勤として着任して以降、知的障害・発達障害児者の専門外来診療を実施し、特に思春期児童の診療が大幅に増加した。また、教育機関、行政機関などと連携し、支援構築の一助を担った。また、知的・発達障害児者の家族を支える取組の一環として、障害児者の家族に対する支援(えすぼわ〜る)を、毎月1回の開催であったところ、平成22年度より毎月2回の開催に増やすなど、積極的に行った。 (業務実績「(1)診療所について」P37～38参照)</p>		

<p>・地域の障害者及び家族に対して相談や、短期利用等の提供、生活体験事業や共同生活介護事業などの地域生活を支援するサービスの充実に取り組んでいるか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高崎市から委託された障害者相談支援センターとして、地域の障害者及び家族に対して障害者サービス全般に関する相談支援を実施した。 また、地域の障害者等の利用希望に応じて、短期入所や、日中一時支援を提供した。</li> <li>・ケアホーム入居者や地域で生活する知的障害者の日中活動の場となる施設外生活介護事業所「さんぼみち」の日中活動メニューの拡大を図った。 また、ケアホームにおいては、バリアフリー対応型の1カ所の定員を7人から8人としたことで、3カ所のホームの定員を16人から17人とした。 (業務実績「(2) 地域の障害者支援の充実」P39参照)</li> </ul>	
---	---	--

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
<p>6 前5事項で提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保 適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を実施すること。 また、その評価結果等を公表し、事業運営への反映に努めること。</p>	<p>6 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保 国立のぞみの園の業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会の確保を図るとともに、福祉サービスに係る第三者評価機関による定期的な評価を実施する。 また、その評価結果等の公表を図るとともに、国立のぞみの園の事業運営に反映させるよう努める。</p> <p>(1) 第三者から意見等を聴取する場の開催 総合施設の運営や調査・研究、養成・研修等の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、地域代表、保護者等から構成される会合を原則年1回以上開催する。</p> <p>(2) 第三者評価機関による評価 第三者評価機関による評価について、概ね3年に1回実施する。</p>	<p>6 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保</p> <p>(1) 「国立のぞみの園の業務運営の向上を図るための運営懇談会」の開催 有識者、行政担当者、地域代表、保護者等から構成される「国立のぞみの園運営懇談会」を年間1回以上開催し、総合施設の運営、調査・研究、養成・研修、援助・助言等の国立のぞみの園運営業務全般に関する意見等を聴取するとともに、その内容を公表し、事業運営に反映させる。</p>	<p>6 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保</p> <p>(1) 「国立のぞみの園の業務運営の向上を図るための運営懇談会」の開催 平成22年度の第1回目の開催については、利用者の死亡事故及び再発防止対策の徹底について説明を行い、その後の法人の対応について、事故防止対策委員会の開催、夜間巡視マニュアルの見直し、おむつメーカーによる職員研修、高齢知的障害者支援について等、具体的な取組状況を報告し、各委員から再発防止対策を積極的に推進するよう意見をいただいた。また、第2回目は、平成21年度の業務実績評価に関する報告及び平成22年度の事業報告を行い、第3回目は、東日本大震災による当法人の被害状況、震災地域の利用者の家族や地域移行者の安否確認の報告、独立行政法人の見直し関連及び平成23年度予算と組織改正について説明を行った。 なお、議論の要旨については、当法人ホームページに掲載し公表した。</p> <p>・国立のぞみの園運営懇談会の開催状況</p> <p>第1回 平成22年5月28日開催 利用者の死亡事故及び再発防止対策の徹底に関する報告 省内事業仕分けに基づく改革について 平成21年度業務実績に関する評価結果 平成22年度事業報告</p> <p>第2回 平成22年9月30日開催 東日本大震災の被害状況等の報告 独立行政法人の見直し関連報告 平成23年度予算、組織改正について</p> <p>第3回 平成23年3月17日開催</p>

評価の視点等	自己評価	B	評価項目	評 定
<p>【評価項目15 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保】</p> <p>[数値目標] ・総合施設の運営や調査・研究、養成・研修等の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、地域代表、保護者等から構成される会合を原則年1回以上開催する。</p> <p>・第三者評価機関による評価について、概ね3年に1回実施する。</p>		<p>・第三者からの意見を聴取する機会として、「国立のぞみの園運営懇談会」を平成22年度中に3回開催するなど、積極的に取り組んだ。</p> <p>[数値目標] ・地域の福祉、医療、司法、労働等の関係者や行政担当、地域代表、保護者等の多様なメンバーから構成される「国立のぞみの園運営懇談会」を平成22年度中に3回開催した。 (業務実績「(1) 「国立のぞみの園の業務運営の向上を図るための運営懇談会」の開催」P40参照)</p> <p>・前回は、平成21年度に実施しており、平成22年度は実施年度に該当しなかった。</p>		

<p>[評価の視点] ・適切なサービス提供と業務運営の向上を図るため、第三者の意見等を聴取する機会の開催状況はどうか。</p>	<p>[評価の視点] 実績：○ ・第三者の意見を聴取する機会として、「国立のぞみの園運営懇談会」を3回実施した。 (業務実績「(1)「国立のぞみの園の業務運営の向上を図るための運営懇談会」の開催」P40参照)</p>	
<p>・その場で出された意見等について、どのようにサービスや業務運営に反映されているか。また、その結果について公表しているか。</p>	<p>実績：○ ・第1回運営懇談会では、利用者の死亡事故及び再発防止対策の徹底について説明を行い、法人の対応及び利用者支援、再発防止対策について議論され、再発防止対策を積極的に推進するよう意見をいただいた。 第2回運営懇談会では、平成21年度業務実績評価に関する結果等について、議論された。 第3回運営懇談会では、東日本大震災の被害状況等を報告し、平成23年度予算、組織改正について、議論された。 なお、この懇談会での議論要旨については、ホームページに掲載し、公表した。 (業務実績「(1)「国立のぞみの園の業務運営の向上を図るための運営懇談会」の開催」P40参照)</p>	

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費(定年退職者に係る退職手当を除く。)に占める自己収入の比率を、40%以上にすること。</p> <p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算内で健全な運営を行うこと。</p>	<p>第3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 450,000,000円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>(1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足に対応するため。</p> <p>(2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p>	<p>第3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 450,000,000円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>(1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足に対応するため。</p> <p>(2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p>	<p>第3 予算(人件費の見積りを含む)収支計画及び資金計画</p> <p>1 自己収入の比率 平成22年度における総事業費(退職手当を除く)に占める自己収入の比率は、51.0%となった。 ・平成22年度総事業費(退職手当を除く) 3,600百万円 自己収入の額 1,836百万円(51.0%)</p> <p>2 予算、収支計画及び資金計画 厚生労働省の平成22年度障害者保健福祉推進事業の補助協議に応募し、「知的障害者・精神障害者が利用する移動支援における課題と重度の知的障害者・精神障害者が在宅生活を快適に暮らすために必要なサービスについての調査・研究」と「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者等の地域生活移行を支援する職員のための研修プログラム開発に関する調査・研究」について補助採択された。これにより国庫補助金(15,372千円)を受け入れ、22年度も収入及び支出に計上した。 また、平成22年度第1次補正予算において、寮舎等空調・給湯設備等改修工事に係る予算(558,000千円)が計上されたが、その実施が年度内に完了することが期し難いため、翌事業年度予算への明許繰越の手続きを行った。 なお、これらの補助金を平成22年度の実施計画等に計上するにあたり、中期計画・中期目標の「第3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画」のうち、「1 予算」、「3 資金計画」及び「第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項のうち、「2 施設・整備に関する計画」の変更を行った。</p> <p>第4 短期借入金の限度額 平成22年度は、資金不足や偶発的な出費が発生しなかったことから、該当なし。</p>

	<p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>なし</p> <p>第6 剰余金の使途</p> <p>1 職員の資質の向上のための学会、研修会等への参加及び外部の関係機関との人事交流</p> <p>2 施設・設備及び備品の補修、整備並びに備品の購入</p> <p>3 施設利用者の個別支援計画の適切な運用や地域における支援体制づくりなどの地域移行の取組み</p> <p>4 退職手当（依願退職等）への充当</p>	<p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>なし</p> <p>第6 剰余金の使途</p> <p>1 職員の資質の向上のための学会、研修会等への参加及び外部の関係機関との人事交流</p> <p>2 施設・設備及び備品の補修、整備並びに備品の購入</p> <p>3 施設利用者の個別支援計画の適切な運用や地域における支援体制づくりなどの地域移行の取組に係る費用</p> <p>4 退職手当（依願退職等）への充当</p>	<p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>該当なし</p> <p>第6 剰余金の使途</p> <p>平成22年度は、剰余金は発生しなかったことから、該当なし。</p>
--	--	--	--

評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評 定
<p>【評価項目16 予算、収支計画及び資金計画等】</p> <p>[数値目標]</p> <p>・自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率を、40%以上にすること。</p> <p>[評価の視点]</p> <p>・総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率は、どうなっているか。</p> <p>・運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。</p>	<p>・平成22年度においては、中期目標を達成するために作成した予算の範囲内で執行し、計画どおり実施した。</p> <p>[数値目標]</p> <p>実績：○</p> <p>・平成22年度における総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く）に占める自己収入の比率は、51.0%となった。（21年度45.7%）となり、目標を大幅に上回った。 （業務実績「1 自己収入の比率」P41参照）</p> <p>[評価の視点]</p> <p>実績：○</p> <p>・平成22年度における総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く）に占める自己収入の比率は、51.0%となった。 （業務実績「1 自己収入の比率」P41参照）</p>	<p>実績：○</p> <p>・平成22年度の予算については、中期目標に定める①一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの（定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く））について、中期計画期間の最終年度（24年度）の額を前中期目標期間の最終年度（19年度）と比べて23%以上削減、②総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く）に占める自己収入の比率を40%以上を達成することを目標に予算を作成し、予算の範囲内で執行した。 （業務実績「第3 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画」P40参照）</p>		

<p>・予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。(政・独委評価の視点事項と同様)</p>	<p>実績：○          ・平成22年度においても、予算に従ってセグメントごとの収支計画を作成した。収支計画に従って、事業を執行し、その際の運営費交付金債務の収益化について、費用進行基準を採用した。          収入面では、介護給付費・訓練等給付費収入等の事業収入が予算と比較し増額となるなど、予算額よりも事業収入が増額となった。また、支出面においては、常勤職員数の削減等による人件費総額の縮減や業務物件費の節約に努めた結果、借入金等の発生はなく予算執行上問題がなかった。          (業務実績「第3 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画」P41参照)</p>
<p>・運営費交付金が全額収益化されずに債務として残された場合には、その発生理由が明らかになっており、それが合理的なものであるか。(政・独委評価の視点事項と同様)</p>	<p>実績：○          ・平成22年度において、収益化を予定していた運営費交付金2,264百万円のうち、436百万円を収益化する必要がなくなったことから、23年度への運営費交付金債務として繰り越したが、これは、常勤職員数の削減等による人件費総額の縮減や業務物件費の節約に努めたことによるものである。          (業務実績「第3 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画」P41参照)</p>

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項            通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 施設整備や改修等については、適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査すること。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針            施設利用者の減少等を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、人員の適切な配置等に努める。</p> <p>(2) 人員に係る指標            期末(24年度末)の常勤職員数を期首(20年度当初)の80%とする。</p> <p>(参考1)            職員の数            期首の常勤職員数 279名            期末の常勤職員数の見込み 223名</p> <p>(参考2)            中期目標期間の人件費総額            中期目標期間中の人件費総額見込み 11,581百万円</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針            施設利用者の減少等を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、人員の適切な配置等に努める。</p> <p>(2) 人員に係る指標            常勤職員数について、平成22年度当初及び年度末の見込みを次のとおりとする。</p> <p>(参考1)            職員の数            年度当初の常勤職員数 260名            年度末の常勤職員数の見込み 246名</p> <p>(参考2)            人件費総額            平成22年度の人件費総額見込み 2,160百万円</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>平成22年度末常勤職員数 234名            人件費総額 1,958百万円</p>

評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評定	
【評価項目17 人事に関する計画】	<p>・常勤職員数の削減については、計画削減数を大幅に上回り、平成22年度における人事に関する計画は、計画以上の成果を上げた。</p>				

<p>[評価の視点] ・人事に関する計画は実施されているか。</p>	<p>[評価の視点] 実績：○ ・平成22年度末の常勤職員数は、234人であり、22年度の人事に関する計画における見込み数(246人)を下回り達成した。 また、人件費についても、人事に関する計画見込み額2,160百万円に対して、1,958百万円の実績であった。 (業務実績「1 人事に関する計画」P43参照)</p>	
--	--	--

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績																														
	<p>2 施設・設備に関する計画</p> <table border="1" data-bbox="638 598 1098 1627"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額 (単位:百万円)</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スプリンクラー設置工事</td> <td>90</td> <td>20年度 施設整備費補助金</td> </tr> <tr> <td>スプリンクラー設置工事及び特定寮のバリアフリー化等改修工事</td> <td>107</td> <td>20年度施設整備費補助金(第2次補正)</td> </tr> <tr> <td>診療所用自家発電機の設置 耐震診断調査費 寮舎等空調・給湯設備改修工事</td> <td>291</td> <td>22年度 施設整備費補助金</td> </tr> <tr> <td>寮舎等空調・給湯設備改修等工事</td> <td>558</td> <td>22年度施設整備費補助金(第1次補正)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 積立金処分に関する事項 なし</p>	施設・設備の内容	予定額 (単位:百万円)	財源	スプリンクラー設置工事	90	20年度 施設整備費補助金	スプリンクラー設置工事及び特定寮のバリアフリー化等改修工事	107	20年度施設整備費補助金(第2次補正)	診療所用自家発電機の設置 耐震診断調査費 寮舎等空調・給湯設備改修工事	291	22年度 施設整備費補助金	寮舎等空調・給湯設備改修等工事	558	22年度施設整備費補助金(第1次補正)	<p>2 施設・設備に関する計画</p> <table border="1" data-bbox="1157 598 1617 1155"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額 (単位:百万円)</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>診療所自家発電機の設置</td> <td>141</td> <td>22年度施設整備費補助金</td> </tr> <tr> <td>耐震診断調査費</td> <td>44</td> <td></td> </tr> <tr> <td>寮舎等空調・給湯設備改修工事</td> <td>106</td> <td></td> </tr> <tr> <td>寮舎等空調・給湯設備改修等工事</td> <td>558</td> <td>22年度施設整備費補助金(第1次補正)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 積立金処分に関する事項 なし</p>	施設・設備の内容	予定額 (単位:百万円)	財源	診療所自家発電機の設置	141	22年度施設整備費補助金	耐震診断調査費	44		寮舎等空調・給湯設備改修工事	106		寮舎等空調・給湯設備改修等工事	558	22年度施設整備費補助金(第1次補正)	<p>2 施設・設備に関する計画</p> <p>平成22年度第1次補正予算(施設整備費補助金)において、寮舎等空調・給湯設備改修等工事に係る予算(558百万円)が22年12月に認められ、平成22年度当初予算(施設整備費補助金)で計上されていた寮舎の一部を対象としていた寮舎等空調・給湯設備改修工事も含め工事全体を見直す必要が生じ、その実施が年度内に完了できなくなったため、明許繰越の手続きを行った。</p> <p>3 積立金処分に関する事項 なし</p>
施設・設備の内容	予定額 (単位:百万円)	財源																															
スプリンクラー設置工事	90	20年度 施設整備費補助金																															
スプリンクラー設置工事及び特定寮のバリアフリー化等改修工事	107	20年度施設整備費補助金(第2次補正)																															
診療所用自家発電機の設置 耐震診断調査費 寮舎等空調・給湯設備改修工事	291	22年度 施設整備費補助金																															
寮舎等空調・給湯設備改修等工事	558	22年度施設整備費補助金(第1次補正)																															
施設・設備の内容	予定額 (単位:百万円)	財源																															
診療所自家発電機の設置	141	22年度施設整備費補助金																															
耐震診断調査費	44																																
寮舎等空調・給湯設備改修工事	106																																
寮舎等空調・給湯設備改修等工事	558	22年度施設整備費補助金(第1次補正)																															

評価の視点等	自己評価	B	評価項目	評 定	
【評価項目18 施設・設備に関する計画】		<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度第1次補正予算（施設整備費補助金）において、寮舎等空調・給湯設備改修等工事に係る予算（558百万円）が22年12月に認められ、平成22年度当初予算（施設整備費補助金）で計上されていた寮舎の一部を対象としていた寮舎等空調・給湯設備改修工事も含め工事全体を見直す必要が生じ、その実施が年度内に完了できなくなったため、明許繰越の手続きを行った。</li> </ul>			
[評価の視点] ・施設・設備に関する計画は実施されているか。		[評価の視点] 実績：○ <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度第1次補正予算（施設整備費補助金）において、寮舎等空調・給湯設備改修等工事に係る予算（558百万円）が22年12月に認められ、平成22年度当初予算（施設整備費補助金）で計上されていた寮舎の一部を対象としていた寮舎等空調・給湯設備改修工事も含め工事全体を見直す必要が生じ、その実施が年度内に完了できなくなったため、明許繰越の手続きを行った。</li> </ul>			